

令和6年12月三種町議会定例会会議録

令和6年12月11日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
総 務 課	長	三 浦 保	企 画 政 策 課 長	加 藤 登 美 子
税 務 課	長	石 川 透	町 民 生 活 課 長	後 藤 一 家
福 祉 課	長	近 藤 洋	健 康 推 進 課 長	小 松 仁
農 林 課	長	小 玉 賢 一	商 工 観 光 交 流 課 長	清 水 秀 文
建 設 課	長	児 玉 憲 一	上 下 水 道 課 長	嶋 田 修 一
琴 丘 支 所	長	鎌 田 誠	山 本 支 所 長	内 藤 英 子
会 計 課	長	皆 川 和 華 子	教 育 長	藤 田 良 博
教 育 次 長	長	牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 事	畠 山 夏 海		

一、本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議長 加藤彦次郎は、令和6年12月11日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（加藤彦次郎）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、10番、清水欣也議員の発言を許します。10番、清水議員。

10番（清水欣也）

おはようございます。

今日の私の質問の結論を先に申し上げますと、競争入札の根幹である住民の利益、これが実質的に得られるように、工事入札における競争性をより高めるための仕組みを共に考えようと、そういうことであります。

この問題は、関係者の利益、利害が絡む案件でございまして、非常に悩ましいテーマではございますけれども、最近の我が町の入札実態と競争入札の本質というものを併せ考えたときに、これまでの仕組みを見直すべき段階に來ているのではないかと、そう思っております。今回取り上げた次第であります。

工事入札制度やその運用については、これまで企業の経営支援という側面もあって、どちらかというと企業側を向かった取組が主であって、競争によって得られる住民の利益という、そういう観点は横に置かれてきたと、そう思っております。

競争による町財政の経済性、それから効率性の確保は、つまり住民の利益の実現というのは競争入札制度の根幹をなすものであって、公の機関としては決して軽んじてはならない原理であると思っておりますけれども、現実にはその前提となる競争性が低下して、制度の機能、役割が今や形骸化しているように、そう見えるのであります。

そこで、住民の利益のための競争性と公平性の向上という、そういうことにいま一度目を向け直すべきと、そういう考えの下に質問をしてみたいと思っております。

まず最初は、最近の入札において、落札価格の高止まりが常態化しているように思います。また、入札参加者の減少も続いておりまして、入札辞退やいわゆる1者入札、そういうことも軒並み多くなってまいりました。このような入札実態を町長はどのように捉えているのか、その認識を伺いたいというのが最初の質問でございます。

次に、この競争入札が生み出す果実、すなわち住民の利益享受を実質的な

ものにするために、これまで実施されてきました様々な仕組み、とりわけその中でも1者入札、指名競争入札、それから予定価格の事前公表、これらについて、競争性と公平性が高まる仕組みとなるように、これまでの規定、それから方針、運用、それらを改めて見直すべきと考えるがどうかと、こういう質問でございます。どうかひとつ、明確な答弁を期待したいと思います。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

おはようございます。

それでは、10番、清水欣也議員のご質問にお答えいたします。

工事入札の実態についてでございますが、今年度11月現在における130万円以上の建設工事の発注件数は74件で、請負比率は97%台が最も多く、27件となっております。

また、99%以上の請負比率となったものが8件あり、前年度との比較では5件の増加となっております。

この要因といたしましては、3年連続で発生している災害復旧工事や、民間の大規模工事の増加などによる技術者や作業員の人手不足、また資材価格の想定を超える急激な上昇によることなどが影響しているものと思われま

す。また、請負比率が90%以下となったものが12件ございますが、発注工種や規模にばらつきはあるものの、直近3か年では97%台が最も多い比率で推移しております。

能代山本管内では、入札不調件数が増加しており、計画的な事業の推進に支障を来すことから、各自治体との意見交換会を開催するなど対応に苦慮しているところですが、本町では令和5年度に3件の入札不調がありました

が、今年度は入札不調がなく、予定どおり工事が進められております。指名競争入札につきましては、対応工種格付名簿により選定し、指名しており、平成27年4月以降は円滑な工事实施のための施工確保対策の取決めの一つとして、入札参加者が1者であっても原則として入札を執行することとし、実施してきているところです。

また、予定価格の事前公表は、法令上の制約がないことから、各地方公共団体の判断により実施されているところであり、町においても、平成19年5月から予定価格の事前公表を行っております。

予定価格の事前公表につきましては、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること等のメリットがある一方、積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する危険性などデメリットも指摘されております。

機会あるごとに事後公表への検討もしてまいりましたが、予定価格を事前

に公表することにより、不正な入札の抑止力となり得ることなどから、これまで予定価格を事前に公表し、入札を行ってきております。

なお、現在、県では予定価格の事前公表を基本としておりますが、一部の工事において事後公表とするモデル的試行を実施しているところであり、本町におきましても、今後、県の動向を見ながら、運用の見直しも含め、競争性、公平性を損なわないよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

10番の再質問を許します。10番。

10番（清水欣也）

最初に、1者入札のことについて質問をいたします。

私の言う公平性というのは、文句なしに競争にしましょうということでございます。それから、住民の利益というのは、端的に言うと入札差金のことでございます。

佐藤町政時代に、佐藤亮一さんが町長の時代に、財政の集中改革プランという計画を発表いたしました。そのメニューの一つに工事費の削減というもの掲げたわけであります。その結果、どうなったかという、ある年度で上半期で8,000万、上半期だけでですよ、8,000万という入札差金が出ました。

国保の国保税にこれを当てはめてみますと、1人当たり、加入者1人当たり年2万5,000円であります。世帯当たりになりますと、年3万5,000円になります。これが安くなるわけですよ。県から直接支援は駄目だと国保の場合は言われているわけですがけれども、その場合は一般会計から繰り出している繰出金の財源にもなるわけです。私の言う住民の利益というのは、そのことを申し上げている、具体的にはそのことを申し上げておるのであります。

まず、そういうことを念頭に置いて、次の質問をしていきたいと思えます。

具体的な話になります。最近非常に、1者入札、それから落札率も高い、そして入札参加者の少ない、こういう3つの特徴的な工事が4件ありました。これをちょっと、私、申し上げたいと思えます。

まず1つは、私、これは公表されているのでしゃべってもいいんですけど、あえて工事名と業者名は申し上げません。1つはですね、A、B、C、D、4者の入札参加したものがありました。それで、A者が落札しました。あとの3者は辞退したわけですよ。入札辞退しました。

さあ、今度、2つ目の工事ですよ。これも、A、B、C、D、同じ業者が、4者が入札いたしました。今度はB者が1者落札をしました。あとの3者は全部辞退しました。その中には、前の工事で落札したAの業者がありましたけれども、この業者は今度は入札辞退に回ったわけで、これをどう見た

らいいでしょうかね。

それから、もう一つの工事は、6者指名しました。1者だけ落札しました。あとの5者は辞退しました。落札率は100%でありました。

それから、最後の例であります。これは、JV工事でありますけれども、8者指名したけれども、申請したチームは1チームしかありませんでした。ところが、その1チームを指名したわけですね。1者、当然、この指名された業者は落札するわけですよ。

それで、私が非常に懸念しているのは、これが、工事が全て予定価格事前公表なわけですよ。1者入札を条件なしに認めてですよ、プラス、予定価格が事前公表だとどうなりますか。今申し上げたような結果になるわけですよ。自明の理と、こういうわけであります。当たり前でしょう、こういう数字になるのは。これでいいのかということですよ。

この形を町長はどう思いますかというのが、まず最初の質問であります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

指名を数者しているという状況の中で、応札が1者だけというお話であります。

それに対して、町としては、まず競争力高めるために数者の指名をしておりますし、それに対する応札について、それは各者、指名された業者の努力の結果だと思いますので、それに対して町でどうだということもなくですね、事前の価格を出して指名しているという中で、町がそれ以上の関与はしていないと思われるんですが、あとはその入札の各企業の積算だったり、そういった努力の中での応札だと思いますので、それ以上、ちょっと私のほうで答えられることはないと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

次長、それは、今の入札のほかの、世間の基準、それから国のやっている状況、地方自治体の今やっている形、それを次長が何も分からないから、そういう話（「町長」の声あり）、町長はそう言っているんですよ。

あのね、競争性を高めるためにどうするか、皆さんみんな苦勞しているわけですよ。それで、定説は、指名競争入札における1者入札は、これは無効という、こういうのが定説でしょう。一般競争入札は別ですよ。一般競争入札は公告を出した時点で全部出しますからね。これで、その時点で競争率は確保されているという前提で、一般競争入札の場合は1者指名はオーケーというのが大概の基準なんですよ。ただし、それでもほとんどが条件をつけている、それでも。ただし、競争入札の場合は、これは無効、これが定説ですよ。

今、私、その理由をいっぱい申し上げますけれども、時間がないかもしれませんが、まず取りあえずここではね、能代市の例にしましょう。能代市は2者まで、2者までアウトなんです。2者まで指名入札を中止。その後調査をして、どういう、例えば仕様書、設計額におかしいところがあればそれは直してさらに入札をするんですよ。2者、2回目やったときに、さらにやっぱり1者であった場合は、それは1者でオーケーしよう、これがほとんどの考え方なんです。我がほうは青天井なの。

もう一つ、参考に例を申し上げます。電子入札の場合は、これは1者入札を認めよう、こういうところがある。いろいろあるんですよ。もっともっと例を申し上げたいんですけども、時間があれば申し上げます。

もう一回申し上げます。これは無効というほど、一般競争入札の競争性、これを確保せよと言っているんですよ。この認識は、皆さんありましたか。

議長（加藤彦次郎）

建設課長。答弁させます。建設課長。

建設課長（児玉憲一）

お答えします。

町長答弁でもございましたけれども、1者入札につきましては、平成27年4月以降は、それ以前に災害等で工事がいっぱいあって入札不調がありまして、円滑な工事实施のためということで、取決めで原則1者入札で行っているということでございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

競争入札の場合は、1者入札を認めるという、そういう条件をつけているところもあるんですよ。我がほうでそういうことをするのであれば、それをちゃんと決めて公告に出すべきでしょう。何もないわけですよ。今ここで、いや、実はやっているなんて、そんないいかげんなことであります。

しかも、今、緊急工事の場合と言いましたけれども、緊急工事でなくてもみんな1者入札にしているじゃないですか。つまり、我がほうの場合は競争性が確保されていないということなんです。そこへもってきて、予定価格の事前交渉すらどうなるか。住民の利益どころのへったくれもない、こういう話になるわけですよ。

それでね、次の質問。町長、皆さん、それぞれみんな同じ、それぞれの都合でそうやったでしょうからって、我々そこにどこまで入れるかというような話は今ちょっとしゃべりませんけれども、そうだったらこの要因調査、実質調査ということを本来やるわけですよ。なぜこういう不調になったのか、あるいは1者入札になったのかということを、一旦中止をして、そして実際の事情をみんな調べるわけです。それで、もしこれが町のほうで、これはうまくなかったとなったら、もう一回直して入札をすると。

要因調査をしたことはありますか。それが２点目の質問です。

議長（加藤彦次郎）

建設課長。マイクを上手に使ってください。

建設課長（児玉憲一）

お答えします。

令和５年度ですけれども、入札不調が３件ありまして、そのうち２件が建設課発注の工事でした。

そのときに、ヒアリングといいますか、原因のほうを調査しましたところ、そのときの工事につきましては、現場条件が厳しかったり、あと特定の職人さんが必要とする工事でありまして、管内の大規模な工事では職人さん確保が難しかったということを聞いておりまして、そういったことも踏まえて、設計の見直しをして発注したという経緯がございます。

議長（加藤彦次郎）

１０番。

１０番（清水欣也）

たまたまそういうことがあって、それ１件だけという話でしょう。要するに、我がほうの、我がほうのこの仕組みは、もう普遍的にこうなんだよというものを内外に示さないと駄目ですよ。我がほうは青天井じゃないですか。それを私は申し上げているのであります。

次に入ります。

それで、ここでちょっといろいろな例を申し上げますとね、あるところでは、土木工事は１者入札を認める、そのほかはこれは無効ですよ。それから、さっきも申しましたように電子入札による場合は指名競争入札、１者オーケー、そのほかはアウト。能代市は２者までアウト。厳しいですな、能代市は。２者もなった場合は、それはアウトですよ。工事を、入札を中止。それで、それらのものについては、これから、これからですよ、一般競争入札に移行するんだそうです。なぜですかと。あくまでも競争性を高めるための措置なわけです。

それから、富山県の氷見市というところがあるんですけど、ここは１者だけの場合は入札を中止、それで２回目やった分、やっぱり１者であった場合は、その場合は認めましょうと。それから、一般競争入札に切替え、それから災害復旧工事だけ認めましょうと。こういうのはいろんな条件付きなわけですよ。なぜかと。くどいようですけれども、全て競争性を向上させると、これは何としても競争性を、これは絶対確保しなさいと、こういうことでこういうことをやっているわけです。

町長、この１者入札、これは見直す必要が私はあると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

1 者入札、まあ、結果的に 1 者応札があったという形ではあります。

やはり予定価格を公表している以上、町としても、皆さんから予算をいただく、審議していただく段階で、しっかりとその内容を精査した上で予算を計上しております。それに対して応札があるということは、やはりその企業がこの入札でということだと思しますので、その裏はちょっと私どもは分かりませんが、その値段で受注できるということであればそれはそれで、私はある程度健全な、公正な入札だと私は思っております。

それ以上は、ちょっとなかなかもう、それは私にはなかなか分からない部分があります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10 番。

10 番 （ 清水欣也 ）

指名競争入札も、随意契約も、一般競争入札の例外規定なんです。例外規定だから、それだけ縛りも強くしなければならないという、そういう根拠なんですな。

それで、今、町長もそう言いますけれども、だったらそれを、どうしてその何者も、1 者だけを残ったような入札になったかということ、これを調査しなければ駄目でしょうかと。ほとんどそうやっているんだから。そうでなければ、町長の言う根拠なんてね、はっきりしないでしょう。なぜこういう入札になったかということ調べなきゃ駄目です。物価高騰なのか、それから従業員の不足なのか、もうけが少ないと考えるのか、調べなきゃ駄目でしょ。

会計検査院と法務省が、この指導をしているじゃないですか。相手がどうやってそれを、入札を辞退したかということ、こういうことで調べるべきだという方法論を書いているの、皆さん見たことありますか。監査院はね、こう言っているんです、会計検査院が。もうけが少ないと、あるいは従業員が少なく、技術者が足りなくてどうしようもないと、そういう場合は、それはその業者の都合だと。それに対応しなさいとは書いていないんです。なぜかと。それは、競争性とは別の問題だと、技術者の不足対策、物価対策、これで対応すべきであって、競争性の確保とは関係ないという考え方なんです。だから、これはあくまでも業者側の都合だと、こういうような、はっきりはそう書いていませんけれどもね。

だから、一度、皆さん、法務省と会計検査院の 1 者入札になった場合の対応というところをちょっと見てください。どういう対応をすべきか、それは前提として、そうなった場合の、なぜこうなったかという場合の調査をしなきゃならないわけです。その結果によって、こういうふうに判断して対応していきなさいという、こういう話なんです。

だって、ほかのほうはみんな、こういう不調だとか入札、1 者入札とかあればみんな一旦中止をして、なぜこうなったかということ調べるわけです。

から。町長は、入札した人はそのつもりでやったんだから、そのことについては何も言われないうことには、こういう考え方があるんです。1者入札となった、あとはみんな辞退した、それは町のほうの、発注者側の指名が適切でなかったという結論なんです。そういうふうにならないような業者を指名すべきだというのがこの根拠にあるんです。

そういうことで、入札、指名競争入札は一般競争入札と違って、1者になった場合は、それは無効だよという考え方。これはみんな、識者もみんな言っている。だって、行政実例にも書いてあるじゃないですか。これは入札をやめて、新たな執行をなささいという、そういう行政指導もあるじゃないですか。みんなそれは、今私が言ったようなそういう観念から、皆そういう仕組みになっているわけです。

だから、町長、もう一回、もう一回答弁をしてください。これは我がほうとして、この1者入札を何とか、条件を付きにするとか、もう一度検討するという、そういう考えに立って言ってください。でないと、ほかのほうと比べて、うちのほうは青天井ですよ。もしそれが何としても対応できないとしたら、それは能代と同じように、一般競争入札にそれは移行すべきです。いかがでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに、その指名は町の指名審査委員会で各者やっています。一応、町内企業を中心に、まずその資格があるところを、まず私の認識だと、資格がある町内業者は全て指名されていると思います。そういった中で、結果、1者入札ということはあったということであります。

先ほど清水議員おっしゃるとおり、公募というか一般入札、そういったところも今後もやっぱりいろいろ考えていかなければいけないだろうなとは思っておりますので、そのあたりは担当のほうともしっかり協議した上で、そういった不正の起こらないような仕組みづくりというか、そういうのはしっかりと構築していきたいなと思っておりますので、ご理解をいただければありがたいです。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。マイクを上手に使ってください。

10番 （ 清水欣也 ）

それから、それではね、予定価格の事前調査のことについて質問いたします。

今から、平成30年かな、その9月議会だと思ったんですけども、これは町長が町長として参加、出席した議会だと思っておりますが、そのときにやはり予定価格のことについて質問をしました。

そうしたら、審査会にこれを、検討を指示しますと、こういう答弁があり

ました。それで、その結果、指示したのかどうか。審査会ということは指名審査会だと思うんですけども、そこに指示して、その検討をいたしますと、こういう答弁が、今からじゃあと。6年、6年前ですか、平成。その結果、どういう結論に達したのか、それをちょっとお聞かせください。

議長（加藤彦次郎）
建設課長。

建設課長（児玉憲一）
お答えします。

平成30年度に、予定価格の事前公表について検討するということで、審査会のほうで検討をしております。

その中で、事前公表することのメリット、デメリットというのがございまして、どっちを取るというのはすごい難しいところではありますけれども、不正な入札の抑止力になり得ると、あとは透明性の確保ができるということで至りまして、現在も事前公表としているところでございます。

以上です。

議長（加藤彦次郎）
10番。

10番（清水欣也）

いやいや、どういうことにしたかと、検討の結果、どういうことにしたかということを知っているの。

議長（加藤彦次郎）
暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

議長（加藤彦次郎）
会議を再開します。
建設課長。

建設課長（児玉憲一）
お答えします。

検討した結果、事前公表でいくということになったと聞いております。

議長（加藤彦次郎）
10番。

10番（清水欣也）

時間がないので、先に進みます。

建設工事等指名競争入札事務要領というのが我が町にあります。その第7条第1項にこう書いてあります。「入札執行者が必要と認めたもの」について、事前公表をすると。

それで、質問です。「入札執行者が必要と認めたもの」というのは何なのかと、この認定基準は何かということなんです。これを、この基準をお聞かせ願いたい。

議長（加藤彦次郎）
暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

議長（加藤彦次郎）
会議を再開します。
建設課長。マイク。

建設課長（児玉憲一）
お答えします。
必要なことということで、取決めはございませんけれども、慣例的に事前公表としているところでございます。

議長（加藤彦次郎）
10番。

10番（清水欣也）
慣例的にやっているって、そんないいかげんなことで公的機関がやっているものですか。事前公表の、実施する本当の理由は、本音はどこにあるんですか、本音、それをお伺いいたします。

議長（加藤彦次郎）
建設課長。

建設課長（児玉憲一）
お答えします。
予定価格の事前公表にすることということで、職員に対する、予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となるというメリットがあるということでございます。

議長（加藤彦次郎）
10番。

10番（清水欣也）
よくね、この質問になると行政側はそう答えるんです。これもおかしい話じゃないですか。役場の職員が予定価格を教えてしまっちゃうから、そうならないように、いっそのこと最初から教えてしまえという話なんですよ。こんなことってあるかと。

議長（加藤彦次郎）
マイクを上手に使ってください。

10番（清水欣也）

もしそうだったら、役場職員が、役場職員の人が、それしなければそれでいいだけの話でしょう。それを、するかもしれないから、あらかじめ教えてしまえなんて、そんな理屈ってあるのかって、私はそう思いますよ。

何回も聞きますけれど、町長、この予定価格を事前に教えるという本当の狙いはどこにあるんですか。やっぱり役場職員が教える、教えてしまうことを防ぐためですか。役場職員ってあれですか、これ、公表するという危険性あるんですか。教えてしまうという、そういう危険は、町長、思っているんですか、自分たちの職員のことを。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

すみません、私も町長になって以来、ずっとこういった形だったので、すみません、慣例的にやってきたという部分で、大変そのあたりはあんまりこう、正直深く考えてこなかったというのは、大変反省するべきところではあると思います。

ただ、いろんなケースがあると思います。県のほうでも、やはり各担当がいろんな不正を行った件もこの間発覚しておりますので、そういった職員をターゲットにしたいろんな探り合いというのはやっぱりあるんだろうなというのは認識しているところでございます。

そういった意味でも、やはり公平的な業者への対応という意味では、そういったことも一つの考え方ではないかなと思っているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

あのね、この予定価格の事前公表については、国ではやっておりません。国の指針にはどう書いてあるか。国は事前交渉はやらない。地方自治体については慎重にやっていただきたい。もし弊害が起きたら、直ちに中止をすると、そういう措置を取れと、こういう話です。弊害、起きているじゃないですか。

それから、建設業者の先頭を走っている新聞がございます。これ、電子版です。電子版ですけども、この新聞社がこう言っております。建設業関係の新聞でさえ、こう言っているんですよ。「適正な競争の確保と適正な価格での契約という契約制度の本来の目標に照らせば、予定価格の事前公表は弊害でしかない」、こういうふうに言っているんですよ。私もそう思います。いろいろ、私も今まで、実際今まで見てきました。私もそう思います。町長はいかがでしょう。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

ただいま議員からご指摘があったとおり、そういったところも含めてですね、今後、ちょっと検討する一つの考えとさせていただければありがたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

私ね、ここで、自分の本音をここで申し上げます。

先ほど、国保税の話を例に出して、入札差金の話を出しましたがけれども、町長ね、まあ、今回の入札結果見てどう思いますか。この辺の言葉で言えば、ちょっとおがでねすかって言いたいわけよね。

もうちょっと、私どもの予算さも少し、節約したいんですよね。思いませんか。私はそういう、そういう気持ちで今回のこの質問を思い立ったわけですよ。何と、こいだば、少しおら方さも、少し分け前けてくださいよって、まあ、非礼な話で、これは。これが、私の今回の質問の本音であります。

何ぼなんだったって、ちょっとおがでしょうよ、この入札実態は。ほかのほうが一生涯懸命、一生懸命ほかのほうはですよ、競争性を確保するためにいろんなあの手この手を使って、1者入札と予定価格の事前公表をうまいこと何とかこう、こう抑えながらやっているわけですよ。おらほうは何もじゃないですか、まさに青天井じゃないですか、こういうことで。

でね、こういう、私、提案をしたいんですよ、ここで。あるいは、これ、ええっと言うかもしれないけれども、まずね、参考までに。

予定価格調書は、今は事前に公表しています。これは入札通知に、もう指名通知に書いてやっているでしょう。事前公表だと書いてやっていますね、やってるわけですよ。もう最初から分かっちゃっている。どういうやり方だってできるわけですよ、通知を受けた業者は。1者入札も認めるというんだから、事前公表もやるって、もう通知に書いてやっているんですから、へば、受けた業者は、もし私が業者だば、いやいや、しめたもんだと思いますよね。そうでしょう。町長も業者の立場になった場合、どうするんですか。

でね、予定価格調書を事前に出すんじゃなくて、入札する、入札する、開札する直前に公表するというの。これやっているところ全国にあるんですよ。それまでは教えない。入札を開票する直前、これから始めますって、つきましては公表いたしますって。これもまあ、これもまたおがだかもしれませんが、そういうことさえやっている自治体がいるということをひとつ頭に入れておいてください。これも一つの、究極の改善策なわけですね。

もう一つ、入札、応札にしない業者の理由としては、こういうことが考えられるわけです。何と、上半期に、下半期にみんな、事業がみんな、三種町の工事はみんな集中すると、何と、おら方だっけ、そこさだっけ向かっていらいねと。で、何と、今、4月、5月に入札して、まずそれは、ということ

があるかもしれない。まあ、あるという業者がいる。それで、とてもその工事には間に合わない、検討もできない、積算もできない。まあ、積算の話はこれから今ちょっとやりますけれども、だから、もっと早く事業を、工事を割り当てていただきたいという声があるという話。これは全国的にもそのようですけれども。

そこで、提案です。債務負担行為を活用して、来年度の工事を早めるという方法はいかがですか。これ、総務課長、後で検討していただきたいと思いますけれども、債務負担行為を活用するんですよ。来年度の予算確保を、全部負うわけです。これ、まあ、全部ってちょっと語弊ありますけれども、それを示すわけです、予算に。そうすると、来年度の当初から発注できるわけです。

今までだとね、予算を3月に取って、それから設計をして、それから指名をして、入札をしてとやると、もう半年過ぎてしまっている。そういうのがいっぱいある。それさとっても業者の都合で対応できなくなる。だったら早めればいいじゃないかと。早めるためには何とすると。債務負担使えばいいじゃないかという話。そういう手もあるわけですよ。

ちょっと横にそれですけど、皆さん、積算したことありますか。積み、積みをした、予定価格を立てた、向こうから積算内訳書が出てきたら、それをチェックしたことがありますか。それをちょっと教えて。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

建設課長。

建設課長 （ 児玉憲一 ）

お答えします。

工事発注課、それぞれあると思いますけれども、建設課については、コンサルのほうから概算の積算ということで、職員が一からまた積算し直しております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

いや、業者から出てくるのは、内訳書まで出てこないでしょう。大きな項目でしか出てこないものだな。それで内訳積算できるわけないでしょう。それも予定価格をするかどうかの必要性の判断材料になりますのでね。ここで、私、そのことについてはまず説明はやめます。だけど、しっかりと積算をしていただきたい。それで、予定価格とどう違うのかと。

最後であります。要は、いろいろところで、いろんな取組をしています。それは、ただ一つ、競争性を高めて住民の利益を確保したいと、その一心でみんなやっているわけですよ、条件をつけて。能代も今回、思い切りしました。我がほうもそれに向かって、その目標に向かってもう一度、この5つある我がほうの規定の見直しをしていただきたい。そうやって、どうやって競争性を高めて、少しでも予算を余して本当の福祉行政に持っていけるの

か、それを一つ考えていただきたい。私、ここで業者を何とかかんとかって言っているんじゃないですよ。

もう一つ提案するとすれば、1者入札と事前公表を2つともオーケーしないで、どちらかのほうを、業者を向けたやり方、もう一つは住民のほうを向いたやり方、つまりどちらか一つは役場のほうを向いた対策にしていだけませんか、という話ですよ。2つとも、2つともみんな青天井対策じゃなくて、どちらか一つは住民の利益というほうに顔を向けた見直しも必要じゃないか、こういう話であります。

町長、いかがでしょう。これが最後の私の質問です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

清水議員おっしゃられた件については、まだまだいろいろ精査も含めてですね、これまでのやり方がどうだったのかも含めて、まずはしっかり精査したいと思います。

いずれにしても、予定価格がある以上、議員おっしゃるような青天井ということはないと思うんですけれども、やっぱり予定価格があることはあるので、そこはしっかりと、予算の段階で我々もしっかりと提案させていただいておりますので、全てがそういう外向きというか、そういうことではございません。事業自体が住民の利益になるということは、まずは一つ前提にあることをご理解いただければありがたいと思います。決して住民のためにならない事業をやっているわけではございませんので、そこだけをご理解いただければありがたいと思います。

いずれにしても、いろんな意味で、国、県の情勢もいろいろ変わってきておりますので、そういったところ、多々、あとほかの自治体の例も参考にしながら、それこそ公平で公正な入札行為ができるような仕組みづくりにいろいろと取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。残り3分です。最後の質問にしてください。

10番 （ 清水欣也 ）

ちょっとね、町長の言いたいことさ、ちょっと私、いや、そういうつもりじゃないんだということを。

青天井というのは、青天井というのはね、町長、勘違いしているんじゃないですか。我々の仕組みが、我々の仕組みが条件付きでない、何もないという、これ、その条件付きが1つもないという意味の青天井ということなんです。

それから、事業はね、私、事業を何だかんだ言っているんじゃないです。その事業を進めるための仕組み、いわゆる予算の執行の面の、その面で住民の利益にならないと言っているんですよ。事業をした結果が、それが町民の

ためになるかどうかはその次のこと、そういうことを言っているんじゃない。その事業を進めるためにいろんな制度があるんだけど、その制度の使い方によっては住民のためにならないということにもなりますよという話なの。それが、今、私方の仕組みになっているんじゃないかという話なんです。そういうことを言っています。

以上、終わります。

議長（加藤彦次郎）

10番、清水欣也議員の一般質問を終わります。

次に、6番、遠藤勝昭議員の発言を許します。6番、遠藤議員。

6番（遠藤勝昭）

それでは、私のほうから、通告に従いまして、投票区再編後の利用状況について伺います。

令和5年12月に、投票区再編運営方針が選挙管理委員会により、各投票区の有権者の均衡、投票所までの移動距離、マンパワー不足等を考慮して、投票所が従来の21か所から、7か所の投票所を廃止し、14か所へ再編されることが第一再編計画として決定しています。

投票区の再編後、初めての選挙が、10月に衆議院選挙が行われ、運用が始まり、より多くの民意を反映させるため、多様化するライフスタイルへの対応や有権者の負担軽減と利便性を高めるため、共通投票所、移動期日前投票所の設置、バスの無料化の投票環境の整備をしましたが、その利用状況について伺います。

そして、毎回のよう投票率の低下が課題となっておりますが、本町の投票率向上についての取組を伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

6番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（三浦保）

6番、遠藤勝昭議員のご質問につきましては、選挙管理委員会の所管でございますので、私からお答えいたします。

10月27日に行われた第50回衆議院議員総選挙は、投票区の再編後、初めての選挙となったわけですが、今回から実施された共通投票所、移動期日前投票所、バス無料化の利用状況について申し上げます。

共通投票所については、琴丘・山本地域拠点センターと鶴川地区館に設置し、指定投票区以外からの投票者数は43名でありました。

移動期日前投票所については、投票日の前日、琴丘1か所、山本3か所、八竜3か所の計7か所を巡回し、投票者数は131名でございました。

バス無料化については、10月16日から25日までの平日、期日前投票期間8日間を無料とし、利用者数は34名でありました。

次に、投票率向上についての取組であります。今回、投票区等運営方針

に基づき、共通投票所、移動期日前投票所、ふれあいバス・巡回バスの無料化を実施し、有権者がより投票しやすい環境を整備したところであります。

今回の選挙は、準備期間が非常に短い中での執行でありましたが、再編に伴う投票所の変更や共通投票所、移動期日前投票所、ふれあいバス・巡回バスの無料化の取組について、全世帯へチラシの配布、町広報等への掲載、入場券への記載を行い、周知に努めたところでございます。

投票率は、前回の令和3年が小選挙区で61.21%、今回が58.41%と2.8ポイント低下しておりますが、秋田第2区全体の投票率も前回は61.23%、今回が58.74%と、本町を含む第2区全体の投票率が低下しております。

投票率の向上は、具体的な施策としてすぐに効果が表れる特効薬のようなものはございませんが、投票区等運営方針に基づく共通投票所等の利便性向上の取組がしっかりと有権者に浸透するよう今後も周知していくとともに、若い世代のうちから政治に関心を持ち、選挙を通じた政治参加を意識づけしていくことが大変重要であると考えておりますので、様々な機会を通じ、より多くの情報を提供していけるよう、他市町村の事例も参考しながら努めてまいりますので、ご理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

6番の再質問を許します。6番。

6番（遠藤勝昭）

答弁ありがとうございました。

共通投票所で43名で、期日前移動投票所で131名と、7か所で実施して、2時間でしたよね、たしか、実施したと思うんですけども、平均でいくと20名弱の、計算上なるんですけども、利用者がいなかった投票所ってありましたでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

選挙管理委員会書記長。

選挙管理（三浦保）

委員会書 お答え申し上げます。

記長 共通投票所の、具体的な投票所の人数を申し上げますと、共通投票所、当日ですけれども、鹿北が12名、鶴川が3名、大町が28名の利用がいらっしゃいました。3地区とも利用があったということです。

また、移動期日前投票所につきましては、7か所とも利用がございまして、勝平集会所が22名、山本ふるさと文化館が10名、達子生活改善センターが16名、豊岡公民館が24名、川尻自治会館が16名、大口公民館が18名、釜谷公民館が25名、計131名の利用で、それぞれの廃止になった投票所で利用があったところでございます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

6 番。

6 番（遠藤勝昭）

各投票所が再編後、均等に投票されていたということは大変喜ばしいことなんですけれども、このバスの利用について、国政選挙なのでちょっと期日の、10 日前後ですか、あったわけなんですけれども、平均すると3 名か4 名なんですけれども、これを利用するに当たって、バスの運転手さんに提示するものとかあったものでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

選挙管理委員会書記長。

選挙管理（三浦 保）

委員会書 答え申し上げます。

記長 バスの利用については、担当の企画政策課と事前に打合せを行いまして、入場券の裏側にバスの無料という印鑑を押す、入場券にマークを、欄をつけまして、そちらを提示していただくことで無料で利用できるようにしております。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

6 番。

6 番（遠藤勝昭）

はい、分かりました。

私からも一つ、この投票、共通投票所、期日前投票所の仕組みがよく分からなかったという、地域の方々から、数名からお聞きしたんですけれども、先ほど課長のほうからもいろいろ周知したと言われたんですけれども、もっと分かりやすくしたほうがいいといえますか、例えば指定された投票所でないと行かれないという、まだ認識を持っている方が多くて、例えば共通投票所のほうが利便性がよかったという人がいたんですけれども、その仕組みがまだ分からなかったという方もおりましたので、これからまたいろいろ検証していくと思うんですけれども、もっと分かりやすいような周知ってできないものでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

選挙管理委員会書記長。

選挙管理（三浦 保）

委員会書 再編後の共通投票所、移動投票所の利用につきましの周知につきましては、実は今回、準備期間が非常に短いこともございまして、私どもも非常に苦慮したところでございます。

当初の考え方としては、入場券と、あと共通投票所、移動投票所のお知らせを1 枚の封筒に入れて送る計画としておりました。ところが、封筒の印刷が投票開始まで間に合わないということでして、入場券は入場券で発送して、その後に移動期日前、それから共通投票所の開設のお知らせを別の封筒

で全戸に配布いたしました。そういう関係もございまして、多分、有権者の方々は入場券だけご覧になって、後から送られたそのお知らせ、選挙の制度のお知らせの紙を見なかった方々も多少いらっしゃるのかなと思っております。

いずれにしましても、今回、投票区再編後の、制度改正初めての選挙でございました。これからも機を捉えて、分かりやすい制度の周知に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

6番。

6番（遠藤勝昭）

これからまたいろいろとしっかりと周知していただければと思うんですが、やっぱりこれからまた高齢化が進み、免許等返納すればどうしても行くのがおっくうになったりしないように進めていただければと思います。

多分、今までのデータでいきますと、期日前投票のほうが大分割合が増えてきているように感じるんですが、このたびの国政選挙での期日前投票と当日に投票を行った割合、分かりましたら教えていただけますか。

議長（加藤彦次郎）

選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（三浦保）

期日前投票の状況についてお答えいたします。

今回、期日前投票を行った方が、有権者の39.2%、投票を行った方の67%が期日前投票を利用しております。

なお、期日前投票につきましては、秋田県が全国で第1位の状況となっております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

6番。

6番（遠藤勝昭）

全国的にも期日前投票が増加しているという話は聞いておりますので、利便性的にも期日前投票の仕組みをうまく利用していくと前に進むんじゃないかなと感じております。

それで、投票率向上について、先ほどお話あったんですが、今回が58.41、極端に言うと4割ですね、投票しなかったと何か紙面にあったんですが、4割ということは、5,385人かな、有権者からいくと、ぐらいが、5,000人強が選挙に行かなかったと。なかなかこれ、民意が反映されていないような感じもするんですが、そのような考えで少しでもこう、何ていうの、先ほども説明あったんですが、もっと投票率向上につなげるような努力をしていかなければならないと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

選挙管理委員会書記長。

選挙管理（三浦保）

委員会書 答えいたします。

議長 投票率向上につきましては、前回、投票区再編時の一般質問でも他の議員からたくさんご質問いただきました。選挙管理委員会としては、投票しやすい環境づくり整備に努めるのが、まず物理的な対応できるものなのかなと思っております。

あと、有権者の意識向上に尽きると思いますので、これはもう地味にじっくり時間をかけて意識向上を図っていくしかないのかなと思っております。選挙管理委員会といたしましては、先ほど申しましたとおり、投票所の整備と併せて意識向上に地道に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

6番。

6番（遠藤勝昭）

それと、投票率のほうなんですけれども、どちらの紙面だったかな、魁さんのほうの紙面だったか、全県的に年齢別に指標が出ていたんですけれども、我が本町の投票率、年代的に高かった低かったというのが分かるようであればお知らせいただきたいんですけれども、可能でしょうか。

議長（加藤彦次郎）

選挙管理委員会書記長。

選挙管理（三浦保）

委員会書 年代別の投票率でございますが、毎回選挙で標本調査を行っております。1か所だけでございます。

その調査結果によりますと、上位から、一番高かったのが55歳から59歳が75%、次、65歳から69歳の方が73.44%、次、70歳から74歳の方が71.28%でございます。

逆に、投票率が低かったのが、45歳から49歳、こちらが44.19%、次、20歳から24歳、44.44%、次、35歳から39歳が47.06%、これが年代別となっております。ただし、標本数が統計学上ちょっと少ないというのもありますので、実際の誤差は生じてくるかと思えます。

全県だと、低いのがやはり20歳から24歳、18から19歳、25歳から29歳と、全県的には若年層がやはり低いという結果が出ております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

6番。

6番（遠藤勝昭）

全県的にはそんな差はなかったような今お話でしたので、こちらのほうも

抽出的には6.04%の投票有権者数からの抽出だと記載されております。

それで、今回、ここに大きく書かれている、18歳、19歳の投票率がすごく低迷していると。これも個人的な考えなんですけれども、学生さんとか、例えば県内外に進学、就職等でまたこの場を離れて、三種町に籍はあるんですけれども投票に来られないとかという場面もあると思うんですけれども、その中で今回の不在者投票というのは何件かあったもののでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（三浦保）

申し訳ありません、不在者投票の具体的な件数については、ちょっと今手元に資料ございませんが、例年まず、病院とか施設に入られている方が不在者投票をしております。

ただ、私、ちょっと体感的な話になるんですが、今回、若い世代の不在者投票の申請は例年より少なかったなという印象は受けております。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

6番。

6番（遠藤勝昭）

これから、投票率向上のためには、そういった場面もちょうと想定しながら、投票しやすいような、なかなかまた顔も知らない、見たこともない人に投票ってなかなか厳しい状況もあるわけなんですけれども、そういった面の不在者投票等も視野に入れながら前へ進めていけば、また投票率向上につながると思うんですので、ぜひともお願いします。

これからまた、来年、再来年と毎年のように選挙があるようでございますので、これを一つ一つまた検証しながら、毎回毎回、少しでも投票率が上がるように、地域の方々が不便を感じない、特にこれからは高齢者ですね、利便性を高めるのが一番大事だと思いますので、その辺をしっかりと前へ進めていただくよう努力していただきたいと思います。

以上で私のほうから質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

6番、遠藤勝昭議員の一般質問を終わります。

次に、8番、森山大輔議員の発言を許します。8番、森山議員。

8番（森山大輔）

それでは、私のほうから、本日は3点質問させていただきます。

では、まず1点目から質問いたします。

いじめの現状と対策について。

近年、全国的にいじめの認知件数が増加傾向にありますので、本町におけるいじめの現状と、その対策を確認するため、以下の事項について質問いたします。

1、本町におけるいじめ認知件数の実情について。

令和4年度のいじめ認知件数は、小学校では全県で3,894件、本町で23件、中学校ではそれぞれ854件とゼロ件となっています。本町の認知件数が全県と比較して大幅に低い理由について伺います。

2、いじめ問題対策連絡協議会について。

いじめ防止対策推進法に基づき、本町でもいじめ問題対策連絡協議会を設置していると推察しますが、その構成員及び会議の開催状況について伺います。

3、いじめ防止対策推進法に基づく施策の実施状況について。

法で定められている以下の基本的施策について、本町での取組状況を伺います。

- 1、道徳教育等の充実。
- 2、早期発見のための措置。
- 3、相談体制の整備。
- 4、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進。
- 5、いじめ防止等の対策に従事する人材の確保等。
- 6、調査研究の推進。
- 7、啓発活動等。
- 4、個別のいじめ事案への対応状況について。

法で定められている以下の措置について、本町での実施状況を伺います。いじめの事実確認と設置者への結果報告、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対する指導または助言。

5、懲戒及び出席停止制度の運用状況について。

いじめ防止等に関する懲戒及び出席停止制度の適切な運用について、本町が定めている措置を伺います。

6、重大事態への対応と調査の実施状況について。

法に定められている重大事態への調査について、本町でこれまでに調査が行われたことがあるか伺います。調査が行われたことがある場合、その具体的な内容について伺います。

続いて、2つ目の質問、不登校の現状と対策について伺います。

近年、全国的に不登校児童生徒数が急増しており、対策が急務となっています。本町における不登校の現状と対策を確認するため、以下の事項について質問いたします。

本町における不登校児童生徒数の現状と推移について。

本町における不登校児童生徒数の現状とこれまでの推移を伺います。

2、不登校児童生徒の居場所の設置及び利用状況について。

不登校児童生徒の学びと成長の機会を保障するためには、学内、学外に多様な居場所を設置することが必要と言われております。本町における居場所の設置状況及びその利用状況を伺います。

3、学外施設の利用における移動支援について。

不登校児童生徒が学外の施設を利用する場合、施設までの移動が障害となるケースがあるようです。そのような場合に、どのような支援を行っているのか伺います。

4、オンラインを活用した学習支援について。

不登校による学習の遅れを防ぐため、オンラインを活用した学習支援を実施している自治体が増えていますが、本町における取組状況を伺います。

5、学校の在り方に関する見直しについて。

不登校問題の根本的な解決には、学校の在り方の見直しも求められています。本町における検討状況を伺います。

続いて、3点目の質問、集落支援員の活用による地域コミュニティの維持振興について伺います。

全国の自治体において、集落支援員を活用して課題解決に取り組む事例が増加しています。本町においても、人口減少が進む中で、地域コミュニティの維持に課題が山積しており、支援の必要性が高まっています。こうした状況を踏まえ、以下の事項について質問します。

1、地域課題の解決における集落支援員の活用について。

本町が抱える以下の課題に対応するため、集落支援員を活用する考えがあるか伺います。

- 1、空き家や遊休農地の有効活用。
- 2、頻発する獣害への対策。
- 3、高齢化世帯の見守りや買物支援。
- 4、伝統文化の継承。

2、地域の将来計画作成支援における集落支援員の活用について。

地域の将来計画作成支援のために、集落支援員を活用する考えがあるか伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

8番、森山大輔議員のご質問にお答えいたします。

初めに、いじめの現状と対策についてでございますが、令和4年度の本町の認知件数が全県より低い状況につきましては、これは国や県からの通知により教員のいじめについての理解が図られており、かつ、状況把握に努めていたことによるものであると思われまふ。また、児童会や生徒会による、いじめを起こさないためのいじめゼロなどの取組も効果があったものと思われまふ。

次に、いじめ問題対策連絡協議会についてでございますが、協議会は条例の定めるところにより設置することができるとされておりますが、本町の場合、法に準じていじめ防止基本方針を策定し、この中で協議会については必

要と認められる場合に設けるとしており、これまで必要とするに至る事案がございませんでしたので、現在、協議会は設置していません。

次に、いじめ防止対策推進法に基づく施策の実施状況についてでございますが、本町では、いじめ防止基本方針に基づき取組を行っており、道徳の時間でいじめについて学んだり、1人1台端末を活用した「心の天気」の導入や、町生徒指導主事会での情報共有、スクールカウンセラーの配置及び教育支援センターあすなろ教室の設置による学びの場の確保、専門家による講話や情報教育などの取組を行い、いじめ防止対策に努めているところでございます。

次に、個別のいじめ事案への対応状況についてでございますが、結果報告につきましては、毎月取りまとめを行い、県教育委員会山本出張所へ報告をしております。また、いじめを受けた、またはいじめを行った児童生徒及び保護者に対する支援としましては、学校関係者で報告や協力を行い、解決に向けた対応を取っております。

次に、懲戒及び出席停止制度の運用についてでございますが、このことにつきましては、学校教育法に基づき小中学校管理規則に定めておりますが、これまで適用した事案はございません。

なお、懲戒につきましては、小中学校は義務教育学校であることから、学校教育法施行規則により、退学や停学は行うことができないとされております。

次に、重大事態への対応と調査の実施状況についてでございますが、これまで町内での重大事態はなく、調査を行ったことはございません。

続きまして、不登校の現状と対策についてお答えいたします。

初めに、本町における不登校児童生徒数の現状と推移についてでございますが、ここで申し上げます不登校とは、国の調査における年間30日以上の不登校と欠席を定義としてお答えいたします。

町内の不登校児童生徒数は、令和3年度は小学生2人、中学生4人、令和4年度は小学生4人、中学生9人、令和5年度は小学生7人、中学生13人となっており、年々増加傾向にあります。

次に、不登校児童生徒の居場所の設置及び利用状況についてでございますが、学校内では別室を設け学習できるようにしております。また、必要とされる中学校には生徒指導加配職員や児童生徒の学びを支える支援スタッフを配置しております。また、学外ではあすなろ教室を設置し、登校できない児童生徒や保護者の支援を行っており、令和6年4月から10月までの利用は延べ77回ございました。

次に、学外施設の利用における移動支援についてでございますが、現在、八竜農村環境改善センター内に設置しておりますあすなろ教室がございますが、事情により改善センターまで移動できない場合は、希望により琴丘公民館や山本公民館において移動教室での対応を取っております。

次に、オンラインを活用した学習支援についてでございますが、現在は、

児童生徒1人につき1台、タブレットが配備されております。タブレットは自宅など学校外での使用も可能となっているため、授業をオンラインにより受けることが可能となっております。また、オンライン授業を希望しない場合でも、タブレットにあらかじめ個別学習ドリルが入っておりますので、それぞれの習熟度やペースで学習が行えるようになっており、自宅やあすなろ教室など学校外でも学習できるよう環境を整えております。

次に、学校の在り方に関する見直しについてでございますが、不登校問題の根本的な解決は、要因が非常に複雑であることから、大変難しい課題であると思っております。

町といたしましては、これまで申し上げました取組を継続し、今後も魅力ある学校づくりを築いていき、児童生徒が安心して学習や生活ができるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、私のほうから、集落支援員の活用に関するご質問にお答えいたします。

集落支援員につきましては、地域課題解決のために導入する事例が全国の自治体で増えていることは承知しております。本町においても、地域コミュニティの維持に向けた課題はございますが、集落支援員は単独自治会の維持や活性化を目的とした制度ではないことから、複数の自治会や地区等を単位として住民の方々が地域の課題やコミュニティの活性化に目的を持って取り組む場合は、町としても前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、地域の将来計画につきましては、本町では個別に策定しておらず、三種町みらい創造プランの中で地域コミュニティの目指す方向を整理しておりますので、今後も同様に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

8番の再質問を許します。8番。

8 番 （ 森山大輔 ）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、いじめの現状と対策についてから質問させていただきたいと思います。

まず、上のほうから。本町におけるいじめの認知件数、少ない理由についてご説明いただきました。非常によく対策をされているということで、そのとおりであれば、また非常にすばらしいことだと思ったのですが、なぜこのような質問をさせていただいたかということ、どうしてもこのいじめというこ

とが表に出にくいというところがあるもので、そういった状況をちょっと危惧して質問させていただきました。

確かに、学校でのいじめというのは好ましくはないですけども、どうしてもこれは発生、現実的にはあり得るものだということで、対策が必要だというのが今の認識だと思います。その際に、実際にあるものはまず早期に発見して、早期対策、対応する、そのことによって深刻化を防ぐこと、これが非常に重要だというふうに言われております。

このような考えで質問させていただいたんですけれども、そのあたりの認識というのは、教育長、どのようにお考えか、お考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

議員お話ありました早期発見・早期対策、これはとても大切なことであると考えております。例えば、いじめゼロであったという学校については、そのことを保護者の方々に連絡、お知らせしております。というのは、学校はそういうふうに判断したかもしれませんけれども、保護者の方々からそうではないという情報があれば、またそれに対応していくという形で今対応しております。

あとは、各学校、いろんな取組をしておりますので、それを進めていければなど、こう思っているところです。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

同じように、早期発見・早期対応、必要だということをお考えのようで、非常に安心いたしました。

その上で、このいじめの問題、件数は増えているんですけども、これは必ずしも実際の発生数が増えているというよりも、法で報告義務がなされたということで増えている部分も大分あるようではあるんですけども、発生した場合になかなか学校だけで解決が難しいケースというのものもあるように伺っております。

そうした場合に、教育委員会としては、どのように学校に対して支援をされているのか、その内容を教えていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

まず、学校内での対応ということであります。

いじめが発生したところは、学校がまず中心でありますので、まずその関

係する子供、保護者、共にそれぞれ対応しまして、解決を図っていくということが基本であります。

その上で、いろんな専門家の協力を仰ぐこともございます。例えば、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーとかですね、そういった方々の協力も仰いだりします。

事態がもっと悪くなれば、さらに拡大して、福祉あるいは警察云々というふうになっていきますけれども、今の実態を見ますと、そこまでは行っていない、まずほぼ学校内で解決を図れているという状態だと考えております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

現状、それで対応できているということであれば非常に素晴らしいことだなと思います。ただ、なかなかですね、他の事例を見ると学校だけでは解決ができなくて、学校の多忙ということもあるんでしょうけれども、なかなか苦しんでいるというところもあるようですので、必要に応じてしっかり教育委員会のほうからも、外部の専門家も含めて支援の体制をつくっていただいて、円滑にいじめが早期に対応できるように、また十分に対応できるように取り組んでいただければなと思います。

特に、教員が今のところはいじめに対応している、現場での対応、当たっていただいているということだと思うんですけども、教員に対するいじめ対策の専門研修というものを行っているところもあるというふうに伺っております。現場での対応をスムーズにするためにこういったことも必要なのかなと思うんですけども、本町においてはどのような実施状況か、教えていただいてもよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育長。

教育長（藤田良博）

お答えいたします。

いじめの研修といいますか、まず学校の体制、学校内でいじめが発生すれば、それを1人で抑えておくのではなくて、教職員とともにそのことをオープンにして検討を加えていきます。その結果として、また家庭訪問が必要だとか、あるいはおうちの人に来ていただいて相談して、また支援もしていくという、そういうことになっていくわけですが、常に、常にですね、学校内では毎月行われる職員会議とかそういうことで子供のことを語り合う場というのを設けておりますので、それは対応の一つかもしれませんが、そういう繰り返しで教員の研修が深まっていっているということでもあると思います。

また、外部のいじめ対応のことについては、県の教育委員会等でも研修を、全員ではありませんけれども、生徒指導担当の方が参加して研修会を受けたり、それから町でも生徒指導主事会とかを通してそのことについて検討

し合ったりして、それをまた現場に生かしていくというスタイルで取り組んでおります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

はい、分かりました。

やっぱり現場の先生というのは、必ずしもいじめ対策について一定レベルの知見をお持ちではない場合があるというときに、それで現場で対応に困ることがあるということなようなんですね。ですので、今対策されているところ、一部の先生は専門的な検証を行ったり、組織間で情報共有したりというのはおありのようなんですけれども、多分、基礎的ないじめ対策の専門的なノウハウがあるかないかで、実際、教員が対応するときの初期対応が変わってくるようですので、その辺ですね、もし機会があればそのようなものをしっかり整備をしていただければいいのかなと思います。

続きまして、次の質問に移りますけれども、先ほど、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーであるとか、専門の方、配置されているというお話伺いました。現在、そのような方がどのぐらい配置されているのか、まずお知らせいただけますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

スクールカウンセラーについては、中学校ごとに配置しております。八竜中学校は2人、ほかの中学校は1人ずつの配置となっています。小学校のほうは、要請があれば山本出張所のほうに要請をして、そして派遣していただくと、こういうふうになっております。

スクールソーシャルワーカーは、これは山本出張所に配置されておりますので、要請すれば来ていただくと、こういうことです。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

ありがとうございます。

今、スクールカウンセラーは中学校ごとで、小学校は山本出張所から派遣、スクールソーシャルワーカーのほうは山本出張所にいらっしゃって、必要に応じて派遣していただくというお話でした。

これ、現状ですね、ちょっと私、学校現場の状況分らないんですけれども、現在、この体制で、いじめ問題に対しては十分対応できているというご認識でしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

大体、時間にして３５時間から７０時間、年間ですね、そういうふうな時間になっておりますので、十分かと言われればそうではないと思いますが、ただ、スクールカウンセラーの役割というのは、いじめを解決するためのそういうポジションではなくて、子供や保護者からの相談とかそういった部分も含んでおりますので、いじめの解決には、スクールカウンセラー等のご意見はいただく機会もございますけれども、主体は学校でということでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

８番。

８ 番 （ 森山大輔 ）

はい、分かりました。

ちょっとじゃあ、先ほど伺ったかな、今、いじめがですね、現実世界だけじゃなくて、ネットの世界でやっぱり起きていて、そこがなかなか学校からも保護者からも見えにくいというところで問題になっていると思うんですけども、そういったものを監視する体制というのを、これは様々な形であるようですけれども、導入するという動きもあるようです。

そういったことを、今、本町において導入検討したというようなことはございますでしょうか。サイバーいじめの監視、サイバーパトロールとか、そういう名前と呼ばれているようなんですけれども。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

子供たちの携帯等の所持率が近年急激に上がっております。それに応じた対策も当然必要だと思いますけれども、そういう使い方のことについても指導しているところでありますけれども、警察の方であるとかそういうことに詳しい専門家の方々に学校においでいただいて、子供たちだけでなく保護者の方々にもその話を聞いていただいて、対応をしているところです。

また、やっぱり家庭との連携というのが非常に大切ですので、家庭での、子供と保護者がそういう利用について約束して使いましょうということも呼びかけているところです。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

８番。

８ 番 （ 森山大輔 ）

当然、そのような使い方に対して、適切なガイドラインを提供するということが当然必要だと思うんですけれども、実はこれがまあ、うちでもそうなんですけど、家庭においても多分、子供がネット上でどこをどうほっつき歩いているのかほとんど多分分からないし、学校も分からない状態だというのが

やっぱり問題で。

なので、そこをじゃ逆にこっちから入って行って、ネットパトロール員とかいうのを養成、そういうところをどうやってチェックしていったらいいのか、SNSのチェックとかできるようなノウハウを持った保護者なりを養成して、みんなでチェックしようよみたいな動きがあるらしいんです。なのでちょっと質問をしたんですけれども、まだちょっとそこまでは、今は多分当町では考えていらっしやらないと思うんですけれども、そういう動きもあるようなので、それを、そのような講習会みたいなのをやって保護者に見てもらえるようにするとかいうことも、ひょっとしたらその一つ、対策として必要な時代になってきているのかなと思いますので、もしよろしければそのあたりもご検討いただければなと思います。

ちょっと次の質問に移りますけれども、本町における、先ほど重大事態のお話させていただきましたが、重大事態は発生していないということで、非常にいいことだと思います。

ただ、この重大事態というときに、何を重大事態とするのか、認定基準というのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

重大事態というのは、やはり命に関わるような、そういうことになっている場合とか、あるいはいじめによって不登校となって、それが30日程度続くような、そういったときには重大事態の疑いということで解釈しております。

国からのガイドラインもございますので、そういったケースの場合はそれに従って、参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8番。

8 番 （ 森山大輔 ）

はい、分かりました。

この件に関しては最後の質問になるんですけれども、本町では今後、3中学校、4小学校の統合が、来年、再来年度、その次とですかね、予定されております。この統合によって、学校環境が不安定になる期間というのがございまして、その間はいじめ等の問題がどうしても発生しやすくなるというふうに言われております。

ですから、統合前から若干不安定化すると思うんですけれども、統合後の一定期間に関して、先ほどご説明いただきましたような専門家の配置などを手厚くするなどの形で、子供や保護者に対して支援体制を拡充して問題の発生を抑制する、安心してこの変化に対応できるよという環境づくりというのが必要なのではないかというふうに思いますけれども、そのあたりについ

て、教育長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育長。

教育長（藤田良博）

お答えいたします。

確かに、そういう対応が必要だと考えております。ただ、第一に魅力ある学校づくりというのが根本に必要なのかなと、こう思っております。今、再編ということで、小学校も中学校も大きく今、そういうことに対応できる非常に大きなチャンスであります。

魅力ある学校づくりといっても、それは誰にとって魅力ある学校づくりなのかということで、やはりより子供たちにとって魅力ある学校づくりといったことの対策を、構想を立てていきたいと、こう思っております。

その上で、それに対応できる人材といいますか、例えばそれは生徒指導加配であったり、あるいは校内の相談体制を整えるためのスタッフを整えたりとか、あるいはあすなろ教室がこの後どういうふうな展開になっていくかによってまた対応していかなければいけない、そういうことかなと思っているところです。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ありがとうございます。

確かに、魅力ある学校づくりが根本には必要だと思います。そこに移行するまでの間ですね、なるべく子供たちが、やっぱり自分たちが変化のさなかにあって大変なんだということを分かってもらい、そのことで、そのときに誰かに頼ってもいいんだ、相談してもいいんだと、見守られているんだという環境をつくるということが安定した新しい学校への統合に非常に重要だということのようですので、そういった環境づくり、環境づくりには時間かかると思いますので、必要なものに関しては早めに取り組んで対応していただければありがたいと思います。

以上で、1つ目の質問の再質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

8番議員、質問の途中ですが、暫時休憩します。

昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（加藤彦次郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番、森山議員の一般質問を続行します。8 番。

8 番 (森山大輔)

では早速、2 つ目の質問、不登校の現状と対策について再質問させていただきたいと思います。

まず初めに、オンライン授業なんですけれども、先ほど可能だというお話ございました。こういったことを今後、実際行われるご予定はございますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育長。

教 育 長 (藤田良博)

お答えいたします。

不登校の子供の中には、そういうことを希望する子供もいますし、それもちょっとやりたくないという子供も、多様であります。希望のある子供については既に、授業の様子などが自宅でも受けられるような体制で今取り組んでおります。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

ありがとうございます。

多分、子供のほうもいろいろな状況あると思いますので、柔軟に対応しながらうまく活用できるところは、そのような形で活用していただければ非常にいいのかなと思います。

続きまして、これ、同じような質問ですね、いじめに関して、昨年、伊藤議員のほうでなさってるんですけれども、その中の答弁の中で、校内に支援センターを設置するようなことを検討するというようなお話あったと思うんですけれども、その検討状況を今教えていただいてもよろしいでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育長。

教 育 長 (藤田良博)

お答えいたします。

校内支援センターと校外の支援センターというふうな役割をしっかりと持たせたほうが良いという、そういう通知もございます。校外のほうは、あすなろ教室等を、校外の支援センター的な役割を果たす。じゃ、校内のほうはというと、例えば生徒指導の加配を受けている学校などはその先生が窓口になって、教室になかなか行けない、別室で取り組みたいという子供、あるいはやや不登校傾向になっているんでないかという子供の様子も見取って、声がけしたりとかというふうなことも対応可能かなと、こう思っているところです。

したがって、まず、生徒指導主事等の役割を持っている先生方もいますので、いろんな先生方の力の中で校内支援センター的な役割を果たすようなシ

システムをつくっていったらいいなと、こう思っております。今、山本中ではそういう担当の方を配置しているところですので、大変効果ありと聞いています。そういうことを、校内支援センターも充実させていきたいと、こう思っています。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

ありがとうございます。

先日、報道でもあったんですけれども、文科省が、校内支援センターの学習支援員を配置する場合に、費用を助成するような形でそこを後押しするというような報道もございました。今後、多分広がっていく動きでもありまじょうし、ニーズもあるんだと思いますので、ぜひそこら辺、必要に応じて進めていただければありがたいなと思います。

続いて、先日ですね、ついこの間、週末に藤里町で「心といのちを考えるフォーラム」というのがございまして、そちらに伺ってきたんですけれども、その中で大仙市の「ふらっと」という、不登校、ひきこもりの方の施設に対するご紹介があって大変感銘を受けました。こういった民間施設の利用ということもまた一つあるのかなと思うんですけれども、本町において、そういう不登校児童生徒の支援のために民間施設を活用した場合に、そういったところに対する何か支援ということは今検討されていますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

校外の受入れということについて言えば、最近、たつこの保育園のほうでやっているクローバーの森ですか、そちらのほうでも不登校の子供も引き受けるというふうな話は聞いております。

これは、子供の希望とか、また保護者の希望等に沿いながら、そういうことは紹介はしていきたいと、こう思っていますけれども、今現在、町教育委員会で何か具体的な財政的な支援とか、そういったことはまだ検討しておりません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

現状、理解しました。

たしか、この12月議会で能代市のほうでも、不登校の話、一般質問でされていまして、フリースクールに対して支援することを考えるというような答弁があったと思います。多分、そういうような時代になってきているんだと思いますので、そこら辺も含めて、多分、多様な選択肢があったほうが子供の可能性が生きてくると思いますので、ご検討いただければなと思います。

す。

続きまして、不登校児生徒というのは、どうしても学校に行けなかった期間、評価の問題があると思うんですね。その期間の評価というのは学校の判断でいろいろとあるようなんですけれども、それが次のステップに進むときに評価次第でちょっと道が狭められるということがある、そういう問題があるというふうに伺っております。

本町において、その評価の仕方、不登校期間中の評価の仕方についての考え方があれば教えていただけますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

学習状況の調査というのは、それぞれの不登校の状況によっても異なっているかなと思います。一律にやりたいところですけど、できないという、そういうこともございます。ただ、不登校の子供たちの学力保障といいますか、そういったことには十分配慮していかなければいけないと考えています。

したがって、できる範囲で評価をしていくというスタンスで、今、取り組んでいる最中です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

分かりました。ぜひ、その次のステップも考えて、その辺の評価の仕方というところを子供に寄り添った形でしていただければと思います。

続きまして、不登校の原因のところなんですけれども、原因として、これは全ての子供ではないんですが、発達障害がある場合というのが多々見られるというふうに言われております。

これ、多分、今現状では、学校の中としては特別支援学級だったり、支援員を配置したりというようなことで対応されているのかなと思うんですけれども、まず不登校にならないように、しっかりそこで適切な対応をすることで不登校を避けるというところが最初のステップかと思うんですけれども、そこについての教育委員会としてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

特別支援学級等に入級していて、不登校傾向になる子供もおります。なかなか、これ、難しい問題でありますけれども、関係の機関に協力をしていただいたりという状況です。

例えば、支援学校のほうの体験入学を進めてみたり、それを支援学校に依頼したりとか、受け入れてもらったりとか、とかですね、まずそういう、本人のことを考えた体制というか、そういう、今一番最適だろうなということを保護者の方々とも相談して対応しているという状況です。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ぜひ、その子供ですね、最優先で様々な対応をしていただければ、なかなかこの限られた支援かもしれませんけれども、数もかなり増えてきていますので、体制しっかりつくっていただいて、しっかり余裕のある体制で子供に十分な支援をしていただければと思います。

というのは、不登校が長期にわたった場合、子供の心身の発達であるとか学習の遅れ、その2つの問題が発生します。そのことによって、その子供のその後の長い人生に対して大きな影響を与えかねないということが懸念されます。そのような事態を防ぐためにも、居場所の確保、学びの機会の提供をはじめ、様々な支援がやはり幼い段階で必要だと思います。

令和7年度の当初予算編成方針においても、子供の育みを支える子育て、教育環境の充実が重点事業と位置づけられておりますので、このような不登校児童対策についてもしっかりと令和7年度から取り組んでいただければと思うんですけれども、そこについての教育長のお考えをお伺いいたします。

議長（加藤彦次郎）

教育長。

教育長（藤田良博）

お答えいたします。

不登校を生み出さない、まず学校づくりということで、先ほどもいじめのところでもお話ししましたが、子供たちにとって魅力ある学校づくりをどんどん進めていくということがまず一つと、それから今現在、不登校の状況になっているとか、なりかけている子供たちをしっかり見守っていくことも大切かなと、こう思っています。

不登校の子供たちも、1年間全く同じ行動するわけではありません。やっぱり、こういうことをやりたいとか、こんなことに参加してみたいとか、そういう子供もおります。そういうときにしっかり受け入れる体制づくりを今取っておりますので、それにも対応して行きたいと、こう思っています。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ぜひ、そういう様々な取組をしていただいて、子供の将来のためにしっかり、今できることとしてあげていただければと思います。

以上で、2つ目の質問の再質問を終わりにして、3つ目の集落支援員の活用による地域コミュニティーの維持振興について再質問したいと思います。

これ、先日、私、同僚議員とともに度々、町民との意見交換会ということを開催しているんですけども、そのテーマで「10年後の町に何が必要か」ということを皆さんにお伺いしましたところ、参加者の多くの方が、地域のコミュニティーがしっかりしていてほしいというお話をされていました。

地域コミュニティーに対する住民のニーズというのは非常に大きいものがあり、また一方で、官民協働というところで、住民主体のというようなところですね、自治会ははじめ住民のコミュニティーに様々なことをこれから行政が共にやっていかなきゃいけない時代にもなってくるというところで、住民に力を借りるとともに、コミュニティー維持のために町としても力を尽くしていく時期にかかっているのかなと思いますけれども、そのあたりについて、町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議長 長（ 加藤彦次郎 ）

町長。

町長 長（ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに、コミュニティーの維持というのは大変重要な要素だと思います。これまでも、自助・共助・公助という流れの中で、やはりまず今、地域の自治会を中心にいろんな事業を展開していただきたいということで、そちらのほうの補助をまず重点的にやっているところでございます。

ただ、やはり地域における人口減少、高齢化、いろんな要素がありまして、先ほど森山議員おっしゃったとおり、10年後どうなるのかということと言われますと、やはり当然、人口も減っているし、そういった主立った活動をできる方々が恐らく目減りしていつているんだろうなということは容易に想像がつかます。

そういった意味では、単独の自治会としてはなかなか機能しない部分もあるかもしれませんが、やはり近隣の自治会等々、そういったところとの協調、連携、そういったところもしっかりと今から模索していくような施策をこれまでも考えて取り組んでいるところでございます。

そういった町のいろんな考え方、そういったところも、今後、自治会長会議だったりそういったところでもいろいろ示しながら、各自治会のほうでいろんな、それぞれの自治会がしっかりと存続できるようなコミュニティーを形成していけるような、そういった考えをそれぞれまた考えていただきたいなとも思っております。

そういった意味で、さらに困難になる場合であれば、やはり行政としてしっかりと支えなければいけないと、このように考えておりますので、そういった意味では、まずそれぞれの自治会での取組をしっかりと町としても協力というか見ながらですね、しかるべき支援は当然考えていきたいなと、このように思っております。

議長 長（ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 (森山大輔)

ありがとうございます。

多分、いろんな自治会がありますので、力のある自治会もあれば、ちょっと困っているところもあると思うんですけれども、現状、多分そろそろ行政としても支援が必要な段階じゃないかなと思って、こういう質問をしております。

そのための一つのアイデアとしての集落支援員として、この集落支援員という制度は、いいところは、専任者、兼任者という2つパターンがあって、専任者の場合であれば年350万円ですかね、兼任者の方の場合には40万円という特別交付税の措置があるということで、財政的に非常に助かる形で人が配置できると。しかも、いわゆる地域おこし協力隊のように外から人を連れてこなくても、地域に精通している地元の方にこういったものをお願いして、様々なその地域の問題の解決に力を貸していただける制度なので、こういったものも一つの考え方かなと思ってご提案しております。

ほかにもいろいろな形あるかと思うんですけれども、そろそろ多分、そういった形で地域コミュニティの維持にも力を貸しながら、逆に行政のほうでも地域コミュニティの力を借りながら、共にやっていく時期かと思えますので、こういったものも一つ検討の対象なのかなと思ってご提案しておりますので、ぜひこの後、これを機にですね、この集落支援員を含め、様々な地域コミュニティに対する支援策についても検討していただきたいと思うんですけれども、町長の考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 答えします。

地域のコミュニティの維持に関しましては、先ほど町長も申しましたように、これから様々な自治会の課題も町も共有しながら、必要な対策は前向きに検討してまいりたいと思っていますので、地域の皆さんの声を聴きながら進めていくということを前提にさせていただきたいと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番。残り1分ちょっとです。

8 番 (森山大輔)

当然、地域の主体性が一番大事だと思うので、そこを大事にしながら、ただ、必要なもの、求められるものというのはしっかり提供していくということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

8 番、森山大輔議員の一般質問を終わります。

次に、14 番、堺谷直樹議員の発言を許します。14 番、堺谷議員。

14 番 (堺谷直樹)

それでは、さきに通告してある２件について、壇上から質問をいたします。

先に、新年度に農業者支援の拡充をということについて伺います。

「令和の米騒動」と言われた米不足も、新米の出荷によって解消しつつあります。今年は、新米の取引価格も、場所によっては昨年の１．５倍ほどの高値で取引されていると聞きました。米農家にとっては喜ばしい限りだと思いますが、一方で、用排水施設等の不備で思うような作付ができなかった農業者も見受けられました。

大雨などで被災した場合、災害認定をされた場合は県や町の復旧支援補助金などが活用できますが、該当しない場合は個人で維持修繕費を負担しなければなりません。この維持修繕費を負担できなければ、作付を断念するしかなく、結果、耕作放棄地となってしまいます。我が町の基幹産業である農業を下支えする意味でも、新年度からは新たな支援策が必要だと思いますが、その見解を伺います。

次に、給食センターの外構修繕について伺います。

子育て交流施設「みっしゅ」は、町内外から多くの利用者や視察が訪れており、今や子育てしやすい町の代表的な施設となっています。

そんな多くの人を訪れる施設と同じ敷地内にある給食センターは、地盤沈下の影響でその外観を著しく損なっており、訪れる人に驚きを与えているのではないかと思います。これでは、給食費全額助成など子育て支援に力を入れてきた我が町にとって、マイナスにこそなれ、プラスになることはありません。

今の状態では、給食センターで働く方にもかなりの負担があると推察できます。早急に外構の修繕が必要だと思いますが、当局の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

１４番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、１４番、堺谷直樹議員のご質問にお答えいたします。

なお、給食センターの外構修繕に関するご質問については、教育長のほうからご答弁申し上げます。

さて、近年の異常気象により、農業へ及ぼす影響は多岐にわたっており、本町においても、令和４年から３年連続で集中豪雨による災害が発生し、農業の生産基盤となる農地・農業施設への被害は甚大なものとなっております。

このような状況から、本町では災害発生後、できるだけ早急に現場確認を実施し、被害状況の把握に努め、国、県の復旧支援事業の活用並びに協調による支援を実施しております。また、要件を満たせず、支援の対象とならない箇所については、町単独事業で支援することにより、極力、営農に支障を

来さないように心がけながら復旧支援を実施しております。

このほかにも、多面的機能支払と中山間地域等直接支払の交付対象となっている農地・農業施設については、各組織の交付金を活用しての復旧も可能であることから、軽微なもの、または日常の管理で復旧しなければならないものにつきましては、各組織ごとで話し合いの下、対応していただいております。

本町は、地形的条件から災害が多い土地柄にありますが、基幹産業である農業の生産維持を図り、農業経営の安定に寄与するため、今後とも災害復旧支援は継続していかねばならないものと考えております。

私からは以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

教育長。

教育長（藤田良博）

それでは、私から、給食センターの外構修繕につきましてお答えいたします。

平成21年4月に竣工しました学校給食センターは、竣工から15年が経過しておりますが、給食センター及びその周辺は軟弱な地盤であることから、外構は竣工してから現在まで地盤沈下が続いており、これまで舗装や配管などの補修を必要に応じて施してきたところでございます。

依然として続く地盤沈下への対策は、これまで何度となく検討してきておりますが、有効な対策が見つからない状況にあり、そのため対策工事が進まない状況が続いてきております。

給食センターの外構につきましては、昨年度調査した結果、竣工時から最大で40センチメートルほど沈下している箇所があることが確認され、給食センターと外構の境目に大きな崩れや亀裂が見られ、また、給食運搬車の搬出入口と運搬車の荷台の高さに大きな違いが生じていることから台を設置し対処している箇所があるなど、議員ご指摘のとおり、外観への影響及び給食センター従事者への負担が多いことは承知しているところでございます。

このため、令和4年度から外構の改修についての検討を改めて行い、当初は令和4年度に実施設計を、令和5年度に改修する計画でございましたが、地盤沈下による地下配管の損傷が大きいことが判明したため計画を見直しし、令和5年度に給食センター周囲配管調査を行い、配管の一部を改修しております。また、今年度は、舗装下の配管をカメラを用いて調査を行っており、今後、不具合箇所の改修計画を検討しております。

なお、外構の改修につきましては、地盤沈下が懸念されますが、外観の改善及び給食センター従事者の安全と負担軽減を図る必要があることから、来年度、工法など技術的な検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

14番の再質問を許します。14番。

14番 (堺谷直樹)

そうすれば、農業者支援について改めて伺いますが、今回、対象外となっていていろいろな補助を受けられなかった方が何人かおるという話を聞いていましたけれども、この何名かというのは、当局側では把握されておりますでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

農林課長。

農林課長 (小玉賢一)

お答えいたします。

本年の7月の豪雨災害、こちらのほうで発生した部分につきましては、農家さんの届出箇所が139か所届いております。実際、認定した箇所が118か所で、その118か所のうち、補助金の事業申請のほうがあった箇所が66か所となっております。

議長 (加藤彦次郎)

14番。

14番 (堺谷直樹)

漏れた方が何名かおられるということですが、この方たちへの支援というのは特別何もなかったわけですかね。

議長 (加藤彦次郎)

農林課長。

農林課長 (小玉賢一)

こちらのほう、先ほど、届出139か所で118か所の認定という形なんですけれども、この認定されなかった部分につきましては、7月の雨の被害では認められなかったという部分と、あと権利関係、例えば河川だとかそういった部分の、まずその農業者の権利の部分ではないという部分あった箇所につきましては、農地なり農業施設の被害認定ということでは行っていないため、そういった部分が主に今回、その認定にならなかった要因となっております。

議長 (加藤彦次郎)

14番。

14番 (堺谷直樹)

端的に伺います。認定にならなかった人、どうすれば救済できるのか、それをちょっと教えてください。

議長 (加藤彦次郎)

農林課長。

農林課長 (小玉賢一)

まず、先ほどお話ししたんですけれども、今回の雨の被害でないという部分の被害となれば、これにつきましては、国、県、町の事業を含め、災害の

認定ということにはなり得ない部分ですので、まず、個人の対応をしていた
だくことしか、まずできないような形となっております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

私が聞きたいのは、まさにそこなんです。これを新年度、何とか救済する
方法を考えていただけないかというのが今回の質問であります。

これをまず、新年度も間に合うかどうか分かりませんが、新年度が無理なのであれば翌年度、何とかしてこの補助から漏れた人たち、作付ける
意欲はあっても維持修繕費を賄えないで苦しんでいる人たちを救済する方法
を少し考えていただきたい、そういう思いで質問をさせていただきました。
そのことについて答弁を求めたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 小玉賢一 ）

お答えいたします。

こちらのほう、町長答弁でもあった部分なんですけれども、日常のまず管理
におけるその復旧なりそういった部分につきましては、多面的機能支払、
まず多面的の組織なんですけれども、団地で営農されている方々が組織して
いる組織なり、あと中山間の直接支払交付金の組織、こういった部分の方々が
交付金を受けている中で、国、県、町も支援しているんですけれども、その
交付金を使って復旧支援することは可能となっておりますので、今現在
もそういった組織、町内に70組織弱ございますので、そちらの交付金のほう
を幾らでもまず、今現在も使って修繕かけてやられている方々いますので、
そういった部分、活用していただければなと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

そういうお金も使えない方もおるんですよね、実際ね、中には。そういう
方々からの、どうすればいいんだろうという相談を実際受けているわけですよ。

具体例1つ、話しさせていただければ、今まで1町歩ほど作付をしてきました
けれども、ため池の具合があまりよろしくない。水がかからない状態が続いて、
何と今年は2反歩よりできなかったと。ただ、そのため池の立樋を直すにしても
結構お金がかかると、どうしたらいいんだろうかというところで相談を受けて
おりました。それで、いろいろ私も調べたんですけれども、ないんですよね、
これ、補助してあげられる方法というのが。

そういうところもあったものですから、漏れなく困っている人たちが救済
できるような新しい仕組みづくりができないかということで伺ったんですけれども、
そういう何か新しい取組、町のほうで、こうやって救済できるん

じゃないかというふうな何かないものでしょうかね。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 小玉賢一 ）

お答えいたします。

まず、今のため池の例の部分でご相談いただければ、一つが、まずその方、もしよければうちのほうに一回直接ご相談いただければ、またその受益者要件なり、その土地の所有者要件なり、そういった部分、いろいろ確認させていただきながら、またその対応方法なり検討していきたいと考えております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

たまたま、今具体例出しただけで、この方だけじゃなくて町内に結構いると思うんですよね。それで、7月のあの大雨のときには崩れていなかったけれども、正月明けのちょっとした雨で崩れてしまって排水路埋まってしまって、何とこれは大変なことだとなっているところも対象外に、あの対象の中に入らなかったんですよね、前回。だから、そういったところをうまく助けてあげられるような、何回も言いますけれど、新しい制度を新年度できないかということについて、もう一回答弁お願いします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

私のほうからお答えさせていただきます。

新年度という、なかなか厳しいのは十分、多分、堺谷議員も十分承知のことと思います。

今、災害関係はいろんな形で支援はさせていただいてありますが、やはりその災害の時期を外れた被害というか、やはりどうしても災害にならない大雨等々ありますけれども、そういったところで被害を受けている農地は多々あるものと、そのあたりは十分認識しています。ただ、全ての農地をやはり町のいろんな事業で補助していくというのは、なかなか厳しいものがあるなというのは正直なところでございます。

今、人・農地プランやっけていまして、今後、その農地がどのぐらい後継者がいて活用されるのかというプランを今つくっている状況でもありますし、そういった今後長く活用されるであろう農地であれば、やはりそれ相応の、町の基幹産業である農業の農地を維持するためには、やはりそういった支援も必要かなと、そういうふう考えているところでございます。

いずれ、その土地というか、圃場の条件、そういったところもいろいろ考えながら、どのような支援が一番効果があるのか、そういったところはちょっと検討材料とさせていただければありがたいなと、このように思っ

いますので、ちょっと次年度という部分は、ちょっとなかなか難しいことだけは申し訳ないなと思うんですが、その翌年度も含めて、ちょっといろんな形で情報収集、検討させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番（堺谷直樹）

はい、分かりました。最低でも、後継者がいて、作付意欲がある農家の方たちは、何としてでも、これ、救済していただきたいというのが私の思いでありますので、よろしくお願いします。

次に、給食センターの外構修繕ですけれど、教育長の答弁でもありましたけど、私も配膳車のあの台の上をバックで渡る姿を見て、本当上手だなと思って感心していたんですよ。ただ、あれは不安全な行為であって、ああいうのを町外の人が見たときに何と思うのかなと。

それで、どういう修繕の方法があるのか検討されているのかなと思って、ちょっとその答えを伺おうと思っていたんですけども、まだそういう具体的な、あそこをどういうふうに修繕したらいいという、そういう具体的な中身までは煮詰まっていないということですよ。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

先ほど、教育長の答弁にもありましたとおり、これまで幾度となく、この件につきましては検討してきた経緯がございました。

年度別でちょっと述べさせていただきますと、この外構ができたのが平成21年度でございまして、24年度には舗装工事を行ってございます。その後も地盤沈下が進んでいっているという状況でありましたので、平成30年度と令和2年度にも、設計をまず組めないかということで業者のほうにも相談していたみたいではございますけれど、いかんせん、あそこが必ず地盤沈下が止まる工法があるのかという答えが出なかったものですので、設計工事には至っていなかったという経緯がございます。

ただ、今議員ご指摘のとおり、私も給食センターの担当になってから、一番最初に改善しなきゃいけないのかな、いかなければならないのは、やはり給食運搬車の着くところが非常に給食センターとの段差があるということで、運転手の方々を非常な危険にさらしているなということもありましたので、令和4年度に一度見積りしようと思ったんですけど、見積りを考えている間に発生したのが配管のずれでございました。

配管につきましては、給食センター自体は固い基礎の上に建っていますので地盤沈下の影響はございません。ただ、周りの外構の部分がご承知のとおりかなり落ちてますので、どうしても給食センターから出る部分の配管が引

きずられる形でずれがかなりあったということで、まず、アスファルトの下はちょっと難しかったんですけども、碎石とかで掘削できる場所、これについてまず確認して修理させていただきました。

その後、まだアスファルトの下の配管が分からなかったので、カメラを入れての調査を行ってございます。やはりたわみとかずれは生じている箇所が発見できております。なぜ、この配管の調査をやったかという、アスファルトの工事だけやった場合に配管が分からない状態でやると、またそこで調査が発生するということもございまして、そのような段取りで今進めてきたところでございます。

今も業者のほうに、どういう工法があるのかということで、大分技術のほうも進歩してきておりまして、ちょうどそれこそ当初予算に向けて、どういう工法できるのかということで相談しているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（堺谷直樹）

多分、止まらないですよ、あの沈下は。あの周りの圃場に毎年砂入れているのを見れば分かりますよ。絶対止まらないと思います、あれはどんな工法をやっても。だからこそ、まず外観を、誰が見ても「何だこれ」と思うようなことがないように、せめて最低限、建物にくっついている舗装だけでも剥がしてもらいたいというのが正直な気持ちなんです。

配送車、どういうやり方あるのか分かりませんが、建物自体、支持ぐいど堅固に固定されているのであれば、地中ばりにアンカーか何か打って、その部分だけ連結させて沈下防止という方法も多分取れるんじゃないかなと。あの建物の周りまで全部舗装してしまうと、また絶対沈下しますから、また同じような状況になりますから、縁を離して、その周りを化粧碎石みたいなやつで本当に必要なところだけ舗装して、そういうやり方でやったほうがいいんじゃないかなと私はずっと思っていたんですけども、もしそういう、設計屋さんと話しする機会があれば、そういう話もちょっとしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

ご提言、どうもありがとうございます。確かに、あそこ全部、周囲やるとなると費用が多額にかかるということで、これはちょっとやっぱり難しいだろうなということは検討しておるところでございます。

また、軽い碎石とか、あとは発泡剤みたいなものも使えるかなというところで今検討しているところでございますけども、議員ご指摘のとおり、必ず地盤沈下が止まるということは、やはり設計業者さんも保証はできないということでありましたので、今議員のほうからのご提言いただきました内容も踏まえまして、どういう工法で、どういう工事ができるのかというのをこの

後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
（「終わります」の声あり）

議長（加藤彦次郎）

14番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

次に、9番、伊藤千作議員の発言を許します。9番、伊藤議員。

9番（伊藤千作）

それでは、一般質問を行います。

第1に、重点支援交付金、増額されました。暮らし応援の計画提案を、の件についてであります。

政府の経済対策に盛り込まれた重点支援地方交付金、これは臨時交付金ですけれども、その概要が判明しました。

政府は、11月22日、新たな経済対策、これは国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策であります、これを閣議決定しました。物価高への対応などを柱とし、事業規模は39兆円程度で、この裏づけとなる補正予算案を12月上旬に国会提出する方針であります。今、提出されております。

長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わり、実質賃金が減少し続ける下、求められているのは、国民の暮らしを支え、所得を増やすことですが、今回の経済対策は不十分であります。しかも、軍事力の抜本的強化まで盛り込まれております。

同時に、地方団体からの要望の強かった重点支援地方交付金の追額は、自治体の独自施策の財源となるものであります。内閣府は、経済対策が閣議決定された11月20日、事務連絡で、各自治体での具体化を急ぐよう呼びかけております。

経済対策では、重点支援地方交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、①低所得世帯支援枠の追加、②推奨事業メニュー枠の追加が明記されました。それぞれの交付限度額は、補正予算案の編成を踏まえ、後日通知するとしたものの、自治体に対し、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたしますと要請しております。また、市町村へもこの旨速やかに周知いただき、市町村において対策の早期執行に向けた検討も求めています。

中身としましては、低所得世帯支援枠、これは給付事業ですけれども、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付、住民税非課税世帯の子供1人当たり2万円追加給付。内閣府は、自治体独自の上乗せは可能だとしております。推奨事業メニュー枠の活用が想定されます。町として独自に上乗せを考えたかどうか。

2つ目として、推奨事業メニュー枠であります。

これは、生活支援が1つ目、小中学校における学校給食費の支援やLPガス使用世帯への給付等の支援など、子育て世帯支援として低所得の独り親世帯への給付金等の支援も可能であることを明確化しております。

事業者支援では、中小企業、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援などが出されております。

そして、新たに追加された事業として、灯油支援、地方公共団体における水道料金の減免にも対応するとしております。

昨年、商品券での灯油等支援は、昨年度として1世帯2万円の支援を町が行っております。今年はそれを上回る支援を計画していったらどうでしょうか。個別自治体への交付限度額について、昨年度を上回るよう努力するとしております。これが第1点目であります。

そして、第2点目、会計年度任用職員、3年目公募を撤廃したことについてであります。

上限回数を問わず、公募によらない再採用が可能になりました。人事院が、国の非常勤職員のうち、期間業務職員の採用について定めた「期間業務職員の適切な採用について」を改正し、期間業務職員を継続任用できる期間を3年に制限する3年目公募規定を撤廃したことを踏まえ、国家公務員制度との均衡を図る必要から、地方公務員の非常勤職員である会計年度任用職員の採用について、マニュアルからの削除を行ったものであります。

これにより、会計年度任用職員の採用について、地方自治体が機械的に3年目公募にしがみつ়く根拠はなくなり、自治体が地域の実情等に応じ雇用継続できることが明確になりました。3年目公募は「3年目の壁」と言われ、会計年度任用職員が雇い止めになる根拠となってきました。今回の改正は、国が3年目公募の弊害を事実上認めたもので、重要な前進であります。

秋田県は、10月から、主に福祉分野で相談業務に従事する一部の会計年度任用職員について、公募を経て最大3年としてきた雇用期間の上限を撤廃しました。対象は、消費生活相談員といった特定の資格や技能が求められるものや、生活困窮者の就労相談員や、児童相談員で一時保護に当たる保育士など、信頼関係に基づいて継続的な支援を行うことが求められる7職種、計37人です。

県は、春から上限の撤廃について検討を進めていた、また、6月に総務省から地方の実情に応じて対応する通知が出たことを踏まえ、運用の変更を決めたと、佐竹知事は、専門性を有する会計年度任用職員のスキルやノウハウを有効活用し、県民に寄り添った質の高いサービスを提供するとしていると地方行政紙に報じられております。

当町の会計年度任用職員は、何業種、何名働いているのでしょうか。町として、これまでそれをどう対応し、これからはどう対処していくつもりでしょうか。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

9番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、9番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、重点支援交付金についてでございますが、11月22日に政府の新たな経済対策が閣議決定され、29日に経済対策の裏づけとなる補正予算案が閣議決定されたところであります。

その中で、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて活用することができる重点支援地方交付金につきましては、国の予算総額は示されたものの、現時点で地方公共団体への配分額が示されておらず、このような状況下で具体的な物価高騰対策をお示しすることは困難でございます。

今後、配分額が決定となり次第、県が実施する事業や実施時期等も考慮し、町民の皆様が支援を実感できる効果的な事業を計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、会計年度任用職員制度についてでございますが、今回、人事院の期間業務職員の適切な採用についての一部改正があり、国の期間業務職員の公募によらない再度の任用は連続2回を限度とするよう努めるものとするとの取扱いが廃止されました。

ただし、併せて、公募によらない再度の任用を行う場合の留意事項も通知され、国家公務員法に定める平等取扱いの原則及び成績主義の原則を踏まえ、当該業務に求められる知識及び経験、労働市場における人材確保状況等を考慮することとされております。

国の改正を踏まえ、県では、業務に求められる専門性から人材確保が困難と見込まれる会計年度任用職員に限り公募の実施を廃止し、これ以外のものは従来どおり連続2回を限度とする取扱いとしております。

本町の会計年度任用職員は、令和6年4月1日現在、15職種、143名を任用しております。任用に当たっては、国、県の非常勤職員に準じた取扱いとしており、公募により選考し、次年度の任用は勤務実績に基づく人事評価を実施し、2回を限度に再度の任用を行っております。

今回、国が改正した目的は、3年目公募により専門性が求められる人材が他業者に流出し、人材確保が困難になると見込まれるため、3年目公募を廃止したものであります。本町においては、現在、専門性を有し、人材確保が困難になると見込まれる職種はないと認識しております。

会計年度任用職員の任用に当たっては、引き続き、平等取扱いの原則及び成績主義の原則に基づき、できる限り広く募集を行う必要があると認識しており、再度の任用に当たっては、勤務実績に基づく人事評価を実施し、優秀な人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

9番の再質問を許します。9番。マイクをオンにしてください。

9 番 (伊藤千作)

最初の暮らし応援の計画、重点支援交付金ですけど、確かに今、臨時国会にかかっておりますけれど、私もそこで、壇上で言いましたように、これが決まる前にいろいろ、個別の自治体としてもいろんな計画を立てるよという通知が、通知が出されているんですよ。この中身として、こういうことがありますよというふうなことも示されて、生活支援のための計画を立てるよというふうなことを事前に出されているんですけど、そういう通知は来てないんですか。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

伊藤議員おっしゃるように、11月29日付で、推進交付金メニューについては、早急な検討を行うよという通知は頂いております。

ただし、町長答弁いたしましたとおり、具体的な金額がまだ全く示されていない、国会はまだ今、補正予算が審議中という中で、事務レベルでは検討をしておりますが、今この場で具体的な事業をやりますとか、そういうことをお話しできる段階にはないということでございます。

議長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

そうすれば、検討は、今当局としては検討はしているんですね。中身は発表できないと今言っていますけれども、検討は、事業としてこういうことをやるというのは、検討はしているんですか。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えします。

昨年までのコロナ給付金や交付金の事業を参考にしてやっております。ただし、昨年は12月の定例会に、この経済対策事業、予算を上程いたしました、ほぼ1か月以上遅れている状況でございます。また、県も全く予算を上げていない状況ですので、先ほど申しましたとおり、まだ具体的な事業を煮詰めてお話しできる段階にはないということでございます。

議長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

国の通知としては、それではもう遅くなるので、もう自治体としてはいろんな計画を今から立てなさいというふうなことが通知として出されているんです。そして、そういうこの予算枠も、大体そのくらいの規模で来るというふうなことで計画を立てなさいと言ってきているんです。その中身の一つと

して、先ほど言ったように、低所得者世帯支援枠として住民税非課税世帯に3万円給付で、その子供たちには2万円というふうなことなどが考えられますよというふうなことで打ち出されているんですよ。

いろんなその枠も出されております。その中で、ここは学校給食費は無料ですから支援枠は該当しないんですけど、そういうふうなこととか、例えば中小企業とか農林水産業とかということについては、農林水産だったら飼料枠、飼料の高騰などに支援するようなことなども該当するというふうなことなども出されておりますし、あれですかね、これから検討するというふうな中身の中に、例えば前は、去年は町独自で福祉灯油、低所得者の方に灯油の補助を行って、そしてまたそれ以外の世帯には、灯油だけに限らなかったんですけど、ガソリンとかその他もろもろのことに使える商品券、1世帯2万円というふうなことなどもやりましたよね。

今回、新たに出されているのが、商品券での灯油支援、これが新たに今出されておるんです、灯油支援について。ですから、福祉灯油をやる、低所得者の方には福祉灯油を改めてやるということと、それ以外の世帯にも去年は2万円、商品券で出しているわけです、灯油とかガソリン含めてね。

だから、今年もこういう高物価、なかなか生活が大変な中ですから、こういう等をやっぱり今から検討して、大体そういう方向に向けてやっていくというふうな計画などは今のうちから出てもおかしくないと思うんですけど、町長、去年はやったわけですから、今年もそういう同じような対策を、去年よりも上回るようなことをやっぱりきっちと町としては考えていくというのを今考えていこうと思っていませんか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

私のほうからお答えさせていただきます。

それこそ、今回の件については、ちょっと国の予算審議もずれ込んでいるというか、スタートが遅かった関係もあるんですが、確かに去年は手厚い支援をできたと思っております。

先ほど総務課長お話し申し上げたとおりなんですけど、まだ財源の部分で不透明な部分があります。そういった意味では、ある程度、前年までやった事業もいろいろ精査しながら、どこまで効果ある事業をできるのか、そこはしっかりと考えております。その中で、やはり当然、国から来る財源もそうなんですけど、当然、町の財政からもしっかりとそのあたりは上乗せしてこの対策に当たっていきいたいなと、このようには考えております。

ただ、その中身については、やはり国からの財源もかなり貴重でございますので、その財源を見ながらこういった形で支援できるかやっていきいたいなと、このように思っていますので、少し時間をいただければありがたいなと、このように思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 (伊藤千作)

いずれ、確かに臨時国会で今審議されて、まだ決まっていはいないことは確かなんですが、ただ、通知等ではもう明確に、いろんなこういう枠でやりますから計画を立ててくださいということをやっているわけですから、多分去年並みの、それ以上の支援枠は来ると思うんです。ですから、今町長が言ったように、国の予算もそう、町で出せるところは出して行って、去年を上回るようなね、そういう対策をやっぱりきちっと、これから計画を立ててやっぱり実施するというふうなことをぜひやってもらいたいと思います。

その中で、今さっきね、改めてまた言いますけど、灯油支援。これなどもね、去年もやりましたから今年も改めて、福祉灯油を含めてぜひ全世帯にこの灯油の支援、あるいは灯油だけでなくも燃料費の支援ということでもいいですので、ぜひやっていただきたいというふうに思いますし、それからこの中でうたっているのは、低所得者の独り親世帯についても給付金の支援は可能だというふうなことなどもうたっておりますので、ぜひそういう立場で、低所得者の方の独り親世帯に対する支援もぜひとも併せて考えていってもらえればなというふうに思います。

去年を上回る、そういう計画をぜひ立てていってもらいたいというのが、まず要望しておきます。

それから、会計年度職員ですけれど、15種、143人の方々が任用職員でいるんだということ。主にどういう方々があれですか。例えば、保育園の保母さんあたりは、これ、任用職員になっているんですか。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

お答えいたします。

保育園の保育士も会計年度職員でありまして、内訳を申しますと、フルタイム、パートタイムの別はあるんですが、職種としては一番多いのが放課後児童クラブの職員、これはパートタイムの会計年度職員になります。次が、学校の特別教育支援員、次が保育士、保育所はフルタイムとパートタイム両方ありますが、保育士などの職種となっております。

議長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

例えば、保育士の方々は、そうすれば3年目公募で試験を受けて、またいいか悪いかというのは今までやったんですか。それで、これからはどうするんですか。

議長 (加藤彦次郎)

総務課長。

総務課長 (三浦 保)

会計年度職員は令和２年度に導入されました。それで、２、３、４、４年度まで３年経過で継続任用、令和５年度で再度の公募をいたしまして、ほとんどの方がまた応募をいただいております。

県のほうで今回やりました公募の廃止は、資格ではなくて、専門的な相談業務とか専門性の高い業務に限定されております。

当町のほうにおきましては、保育士さんについてはかなり近隣市町村よりも待遇もいい待遇で、公募要件を外したからほかへ人材が流出するということはちょっと、現在のところは考えにくいのかなと思っております。

議長（加藤彦次郎）

９番。

９番（伊藤千作）

それ以外の方で、例えばこの役場で働いている方々の任用職員はどういうふうな扱いになっていくんですか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦保）

お答えします。

一般事務の任用職員等いますが、この方々も全員、３年目では一斉公募して任用しております。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

９番。

９番（伊藤千作）

今まではそうやっているんだけど、これからはそれはなくするとかっていうことはしないんですか。今までどおりやっていくんですか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦保）

お答えいたします。

まず、職員の採用について、職員、会計年度の採用につきましては、競争の原則というのが第一、平等の原則というのが第一でありますので、その原則を見極めた上で、職務の専門性や人材確保の困難さがその採用の平等性の原則を上回ると判断された場合、要するに公募で人材が流出するとか、そういう状況が生まれた場合は、公募廃止も将来的には検討する余地があるのかなと考えております。

議長（加藤彦次郎）

９番。

９番（伊藤千作）

平等の原則というのは、その試験やらないから平等の原則が崩れるというわけではないと今言われております。ですから、この３年目の公募、これを

廃止したから、その平等に反するという事にはならないと思いますので、ぜひとも三種町としても、この3年目のあれは撤廃してこれからやっていくべきだと思いますけれども、ちょっと、そういう意向はないんですか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦 保）

先ほども申しましたが、公募をしないと多分、新規で役場で働きたいという方は、応募という機会が一切なくなるのかなと思っております。ですので、先ほど申しましたように、公募の廃止は人材確保の困難さが平等の原則を上回ると判断された場合のみ、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

そうすれば、三種町は、町としては3年目のこれは、撤廃するというのは、今のところはないということですか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦 保）

お答えします。

はい、現在のところは考えておりません。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

そうすれば、今はやらないけど、どういう検討をして、いつからやっぱりそういうのに踏み出すとかって、何か計画はあるんですか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦 保）

具体的な年度は考えておりませんが、先ほどから申し上げてますとおり、人材確保の困難さが公募よりも上回ると判断された場合は、公募を廃止して継続雇用にしたいと考えております。現在では、そのような状況では、なっていないと認識しております。（「終わります」の声あり）

議長（加藤彦次郎）

9番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

次に、1番、畠山勝巳議員の発言を許します。1番、畠山議員。

1番（畠山勝巳）

それでは、一般質問させていただきます。

まず最初に、株式会社エムウインズの三種町への法人登記による地域活性化についてです。

本年４月１日付で、現在、三種町大口字釜谷にあるエムウインズ八竜の法人登記が東京都品川区から三種町に移転した。それは、法人住民税の税収が三種町になるということだと私は理解しています。

この法人登記の契機は、浜口連合自治会がエムウインズ八竜に地域貢献についていろいろ働きかけた結果であると私は理解しています。このことは、エムウインズの所長にも確認しております。この件について、町長はどういうふうに考えているか、どのように評価するか、お伺いします。

また、当時、エムウインズ八竜が品川区に納入していた法人住民税は年間１，４００万円と聞いています。これは、エムウインズの話です。つまり、これと同等の税収が見込まれると推定され、親会社の明電舎に町長が挨拶に伺ったと私は聞いております。

今後、更新が予定されている風力発電所９塔による税収は、その契機からして、浜口地区の地域発展のために何らかの形で応えるべきだと私は考えるのですが、どう思いますか。

また、これと同じような形で上岩川地区にも風力発電所が建設される予定があると聞いております。現状はどうなっているか。また、地域振興との関係で町としてどのように関わっていくのか、明らかにされたいと思います。

次に、三種町における会計年度任用職員及び非正規職員について、今後の対応について。これは、先ほどの伊藤議員と、質問とダブるわけなんですけれども、一応質問しておきます。

総務省は、２０１６年に研究会報告で、地方公共団体の本格的業務には、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という原則は維持されるべきだとあります。

当町も、それに基づいて任用されていると思われますが、会計年度任用職員や、それに該当しないパート等非正規職員の数や、その労働条件を明らかにされたい。また、会計年度任用職員の常勤職員の登用についても、どのように対応していくか、明らかにされたい。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

１番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、１番、畠山勝巳議員のご質問にお答えいたします。

初めに、株式会社エムウインズ八竜の法人登記移転についてでございますが、浜口連合自治会によるエムウインズ八竜に対する地域貢献の働きかけにつきましては、町として詳細を把握しておりませんので差し控えますが、本町からは、昨年９月、エムウインズ八竜の親会社である株式会社明電舎に対して、株式会社エムウインズ八竜の本社移転に関するお願いの文書を発出しております。その後、社内でご検討いただいた結果、本年４月に本町への登記移転が実現したものと認識しております。

また、本町における風力発電施設や太陽光発電施設設置に伴う固定資産税等につきましては、これまでも他の税収同様に地区や地域を限定せず予算執行全体の中で充当しておりますので、今後、八竜風力発電所が7基に更新された場合も同様と考えております。そのため、自治会や連合自治会が地区の課題解決や活性化等に対する財源を必要としている場合は、別途ご相談いただければ、現在の町補助金等も含め検討してまいりたいと考えております。

また、上岩川地区で検討されている風力発電事業につきましては、事業の実施を含め、地域貢献策についても現状では決定しておりませんが、事業実施が決まった場合の地域貢献策につきましては、本町の教育や地域全般に関わる内容についてご検討いただいているところでございます。

続きまして、会計年度任用職員制度についてお答えいたします。

初めに、会計年度任用職員や、それに該当しないパート等の非正規職員数や、その労働条件についてでございますが、ご質問のうち、会計年度任用職員に該当しない非正規職員はおりませんので、会計年度任用職員の人数について申し上げます。

令和6年4月1日現在の会計年度任用職員は、15職種、143名を任用しております。

会計年度任用職員の労働条件等は、身分に関しては地方公務員法が適用される地方公務員で、任用期間が会計年度内とされている以外は常勤職員と同様であります。

給与に関しては、給料表、期末勤勉手当、通勤手当が常勤職員と同様で、扶養手当、住居手当、寒冷地手当の支給はございません。

休暇に関しましては、国の非常勤職員に準じて定めており、健康保険に関しては常勤職員と同様であります。

次に、会計年度任用職員の常勤職員への登用についてでございますが、常勤職員の採用に当たっては、地方公務員法の平等取扱いの原則及び成績主義の原則に基づき職員採用試験を実施し、職歴にかかわらず、応募者の中から競争試験により採用しております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

1番の再質問を許します。1番。

1番（畠山勝巳）

まず、浜口連合自治会でエムウインズと交渉して、地域貢献策をいろいろ話したことは、その席に企画政策課長も同席していたし、その経過も全て役場で把握していると思うんですけども、そこら辺、把握は、町長が状況が分からないということは、それを把握していなかったということですか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

今、畠山議員のおっしゃるとおり、話し合いをしたときに、私、同席はさせていただいておりましたが、そこで決定した内容という事実ではないというふうに認識しております。自治会側のほうからいろいろ要望ということで出されてはいましたが、その場での決定事項ではございませんでした。

その後、どのような経緯をたどったかという詳細については把握しておりませんので、先ほどの答弁をさせていただいております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

実はですね、令和3年ですか、令和3年6月18日に、オンラインで明電舎と浜口連合自治会が交渉したわけです。その中で、この地域に、法人登記を八竜に、釜谷に移すというふうなことが明言されました。それ、すぐ実行されたわけじゃないので、今までかかって、今年の4月1日からだったんです。そこら辺の経過を含めても、それともう一つ、町長が発した「株式会社エムウインズの本社機能の移転について」というふうな明電舎への文書のこの件についても、我々、浜口連合自治会とエムウインズの佐藤所長の話の中から出てきて、企画政策課にお願いしてやった経緯があるわけです。

そういうふうなことで、当時は1,400万円と、法人住民税、話です。この1,400万円というのはどのような額なのか、税務課長分かりますか。町内で法人住民税1,400万円も払っている会社ありますか、どうですか。分かる範囲でお願いします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ちょっと通告外ですね。1番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

まず、じゃそれはいいです。

まず、いずれにしても、この額というのは、私たちにすれば相当な額なんだと思います。そういうふうなこともあって、町長がわざわざ明電舎に、まあ、行くついでに行ったのかもしれないけれども、行った経緯があるんじゃないのかなと思うんです。

いずれにしても、そういうふうな地域貢献策の一環としてエムウインズが法人登記を釜谷に移したというふうなことは、地域貢献をしてくれというふうな、そういうふうな意味でのだと思うんですけれども、何らかの形でそれを、地域貢献、これから1,400万が毎年来るかは分かりません、分かりませんが、地域貢献の金額として法人住民税が町の財政に加わるというふうなことなので、それをやっぱり何らかの形で、浜口連合自治会のその行為を評価してほしいなと思うんですけれども、いかがですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）

課長

お答えします。

ただいま畠山議員のおっしゃっている金額につきましては、個人の法人住民税のことになりますので、私たちとしては、現在、三種町にこの額が納まっているという事実も確認しておりませんし、過去のお話ですので、ここで改めて触れることは差し控えさせていただきます。

ただ、この後の地域貢献と、浜口連合自治会のこの会社をこちらに持ってきたんだというお話につきましては、議員がおっしゃっているように、会社のほうとのやり取りは連合自治会であったとは思っていますが、そこに具体的にどのようなやり取りを何回やったとかいうところまでは私たちとしては把握しておりません。連合自治会に対する地域貢献をエムウインズのほうでも考えていますというお話も伺っていましたが、その具体的な内容等についても、町のほうで確認できている内容ではございませんでした。

ですので、様々な経緯を踏まえて、畠山議員のほうから、会社のほうにお願いしてみたらどうかという提案をいただいたのは事実でございます。それをいただいたので、町として文書を発出するかどうかということを検討させていただいたという事実はございますが、それに基づいて対応させていただいておりますので、所長さんのお名前、先ほどから出てきておりますけれども、その辺についても、会社と町との直接的なやり取りもございましたので、浜口連合自治会に対する全ての、その地域貢献を町として考えてということに関しましては、先ほどからお話ししておりますように、ほかの税収と同じ扱いとさせていただきたいと思っているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

まず大体そういうふうな話になるんだろうと思っていました。まず、いずれ、4月1日に法人登記が釜谷になって、来年3月末で決算して、6月に申告というふうなことになるんじゃないのかなと思います。いずれ、そういうふうな状況があったというふうなことをひとつ、町長も認識してほしいなと。

それで、これから、風力発電は耐用年数20年です、だから20年、これからまず、まあ、1,400万になるのか、1,000万になるか分からないですけども、当時、令和3年では売電額が13億7,000万だったと、エムウインズの話です。それからいろいろ経費とか引けば、大体どれくらいの法人町民税が入るかは推定できるんじゃないのかなというふうに思います。いずれ、そういうふうな経過があるということを十分承知しておいてください。

あと、それともう一つ、明電舎に、何ていうか、挨拶に行っただと。そういうの、まあ、町長は初めて知ったかも分かりませんが、浜口連合自治会の会長に聞いたら、町長からはまずそういうふうな話はなかったと。やっぱりお礼の言葉、一言ぐらいはやってもいいんじゃないのかなと思うんです

けれども、いかがですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

先ほどから申し上げておりますとおり、確かに町に対して、文書とかお願いしてみたらどうかというご提案はいただいておりますけれども、様々な経緯を踏まえた上で現状に至っておりますので、お礼という言葉が適切なかどうかということになりますと、そこはちょっと一旦考えてみる必要があるのかなというふうには考えます。

ですので、エムウインズ八竜の法人登記が三種町に移転されたという事実はございますので、それは現実としましても、そこに係る町に入ってくる財源的な部分だとかは、あくまで今現在は全部、畠山議員のおっしゃっている数字的なところは想定の数値だというふうに思いますので、それを踏まえて、町としての貢献を求めているだけでも、こちらとしては、今現在、お答えできるものはないというふうに認識しております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

まず、いずれそういうふうな実情というふうなことは、企画政策課長も十分承知だと思うので、そこら辺も町長といろいろ議論して、その対応なり対策なりを考えてくれればと思います。

それと同時に、そういうふうな形態が上岩川地区にもできると。上岩川地区の風力発電の会社は、何ていう会社ですか、計画している会社は。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

まだ事業を実際にやるかどうかということも決定しておりませんので、会社のお名前をここで申し上げることは控えたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

いずれにしても、その土地は、上岩川地区は町有地もかかるというふうな話、ちらっと聞いているので、当然、町にもそういうふうな連絡は来ていると思うんですけれども、名前は言わなくても、そういうふうな連絡は来ていますか。どうぞ。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

ご相談はいただいております。町としても、いろいろお話をさせていただいている部分もございますし、先ほど町長の答弁でも申しましたように、もし事業化が決定した場合の地域貢献ということもご検討いただいておりますが、三種町全体に対する貢献策をご検討いただきたいということで町からはお願いさせていただいております。

事業者のほうからも、そこら辺については、まだ決定してはございませんが、いろいろご検討いただいているという状況でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

あのですね、ここに、三種五城目風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事の意見というふうなことで県知事の文書があるんですけども、それでも県知事も、地域貢献とか地域の状況を十分考え、動物とか景観とか、それも十分配慮してまずやってくださいというふうな意見があります。

いずれにしても、そういうふうな対応で、いずれにしても、去年おとし、土砂災害とか、三種川であったこともあるので、結構な環境に対する影響はあると思います。そこら辺の対応も含めて、十分お願いできたらなと思います。

まず、いずれにしても、そこら辺も含めて、当然、知事の意見も踏まえて町では対応すると思いますけれども、いかがですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 加藤登美子 ）

課長 お答えします。

町に対しても、地域の方々へ対する住民説明会も数回行っていただいております。知事の意見も含め、あと町からの意見も求められた場合は同様に対応してまいりますので、ただ、事業者としては、現在、事業実施に至る様々な調査を実施している最中でございますので、現在はまだ決定していないというところでご理解いただきたいと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

あのですね、エムウインズの件でもそうでしたけれども、エムウインズなりそういうふうな会社は、個々の自治会と個別に対応して、まあ、はっきりいけばプロが素人相手にまず交渉すると、そういうふうな形態で、まず妥結するとか納得させるとか、そういうふうなやり方なんです、会社からすれば。要するに、まとまった団体とかそういうふうなところと交渉するんじゃないくて、個別に交渉していくというふうな方法で納得、説得させられるというふうな方法があるんでね、そういうふうにしてやられてきた経緯があ

るんです。

まず、いずれにしても、そういうふうにして上岩川の場合も、何ていうか、個別自治会と、個別自治会の会長と交渉して妥結していくと、決めていくというふうな方法もあるので、それにやっぱり町も何らかの助言なり、こういうふうなやり方で交渉したほうがいいよとか、そういうふうなことも必要なんじゃないのかと思うんですけれども、いかがですか。

企画政策（加藤彦次郎）

課長 企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 答えいたします。

事業者から町に相談があった場合は、住民の方々に丁寧に説明してくださいということを町から求めています。なぜかといいますと、やはり住民の方々が反対していることがあれば事業化してもらっては困るという町の考え方が先にあるからでございまして、妥結するとか、個別の自治会と何かを取り決めるとか、そのために町がそれを求めているわけではなくて、生活していく上で困ったことがあったり、起きてはならないことがあっては困るので、まずは住民の方々への説明を十分していただいて、意見を聴いてくださいというところを求めています。

町の再生可能エネルギーのガイドラインにもそこら辺のところはうたっておりますので、町としてはそこを求めた上で、住民の方々の特段反対がないようであれば、町としてもそこから先の話し合いを進めていくという段階を踏んでおります。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

いずれにしても、風力発電は、エムウインズからはじめ上岩川、今これから洋上風力発電も大きな問題になっております。それで、地域貢献の、洋上風力発電の場合ですけれども、洋上風力発電の場合は売電額の 0.05% が地域貢献策に使えるというふうな公の発言が新聞なんかに記載されております。

いずれにしても、町としてもそういうふうな地域貢献策を大いに活用して、地域を盛り上げるというふうな体制というか、それを早急につくったほうがいいんじゃないのかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 答えします。

洋上風力につきましては、今議員がおっしゃられたように、町としても基金というところの予定はなっておりますが、現在のところは、能代・三種・男鹿沖ということになっておりまして、三種町で全てということではないの

で、その基金の額もしかりですし、まだ詳細については決まっていない状況ではございますが、事業者のほうからは地域貢献策というところで様々ご提案いただきながら、町としても検討させていただいているという状況ではございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

あのですね、先日、能代に風力発電所が、建てていますし、建てるというふうなことで、耐用年数 20 年なので年に 1 億円ずつ地域貢献をするというふうなことで、あそこの風車の下に最新型のビニールハウス建てて、そこで新しい品種の農業振興とかそういうふうなことも、もう具体的に計画されております。いずれ、そういうふうなことも十分検討しながら対応していただきたいと思います。

まず、風力発電の件については、これで質問を終わります。

続いて、会計年度任用職員。これは、伊藤千作議員の質問とダブるんですけども、いずれにしても、国は常勤職員を中心とする公務運営というふうなことで、我々、先ほどの質問にもあったんですけども、集落指導員というかそういうふうな、私もいろいろ自治会に今携わっているんですけども、要するに地域がいかに活性化していくか、自治会が活性化していくかということは職員の資質にもよると思うんです。そういうふうな職員が、やっぱり常勤できちっとした、身分が安定した職員にならないと、我々も信頼して対応してもらえないというふうなことがあるんでね。また、誰が常勤で、誰が会計年度任用職員なのかも、まずはっきり言って分からないんです。

だから、そういうふうなこともあって、まずいずれ、その常勤職員の増加というか、会計年度任用職員から常勤職員に移行するようなシステムというか、そういうふうなのをもっと明確にしてもらいたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（三浦 保）

お答えいたします。

会計年度職員から常勤職員へのシステムの明確化と、ご質問と捉えました。

議員ご質問の研究会報告書でございますが、正式名称は「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」の報告書でございます。

この中においては、臨時・非常勤及び任期付職員の任用の在り方について検討を行うため設置されたものでございまして、具体的には、自治体職員が減少する中で行政サービスを効果的に提供するためには、臨時・非常勤及び任期付職員の活用が不可欠であるとの検討が行われたものであり、その中に

において、地方公務員の非常職員には特別職非常勤などあり、そのそれぞれの捉え方に自治体によってばらつきがあったため、任用の適正化を図ろうとして、その結果、会計年度任用職員が、制度というものができたものでございまして、この研究所は、常勤職員を増やせという研究報告書の中身ではないと認識しております。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

まず、いずれ我々住民にすれば、集落関係でいろいろな活動をして地域コミュニティを担っている立場としても、町の職員がやっぱり常勤で、それに一生懸命携わってくれることによって集落のコミュニティが格段に向上するというふうなことは私も経験上実感しているわけなんです。だから、そういうふうな体制なり、構えなりを今後も取ってもらいたいと思いますし、この件はまたこれから何回も質問していきます。

まず、以上で質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

1 番、畠山勝巳議員の一般質問を終わります。

次に、7 番、児玉儀広議員の発言を許します。7 番、児玉議員。

7 番（児玉儀広）

私からは、三種町スポーツ少年団について質問いたします。

三種町スポーツ少年団は、平成18年から平成19年にかけて、子供たちのよりよい成長を願って三種町スポーツ少年団の指針を示し、学校教育から社会体育へ移行しました。

現在、三種町のスポーツ少年団の数は10団体10競技であります。琴丘地区は、野球、女子ミニバス、ソフトボール、綱引きと4つの競技団体で1つの複合団体となっており、正確には13団体が活動しています。

しかし、一部を除いてほとんどが、各小学校が統合して、競技存続のために力を合わせチームをつくり、合同チームとして活動しています。統合により、年々チーム数が減っているのが現状であります。

この状況を鑑みますと、少子化により子供の数が減ったこともあると思われますが、昨今の物価の高騰により金銭的負担が大きくなったことも一つの原因ではないでしょうか。競技人口の減少によって、各小学校が統合して、合同チームとして活動するようになり、合同チームとしてのユニホームを統一するために、各地元企業にお願いに回り、足を使ってスポンサーを募るなど頑張っているチームがある中、町としての支援はどのように考えているのでしょうか。

また、町外での公式試合では町のパスを利用できることは分かりますが、県外で開催される公式戦、東北大会や全国大会に出場するに当たっての交通費や宿泊費はどのようになっているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

7番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（藤田良博）

7番、児玉儀広議員のご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団への町の支援でございますが、町では今年度、野球、バスケットボール、ソフトボール、ソフトテニス、綱引き、卓球、柔道、剣道、相撲競技を行う、合計10団が所属する三種町スポーツ少年団本団へ年間54万円の補助を行い、スポーツ少年団の運営を支援しております。

また、本団から各団員は補助金を活用し、育成費として1団につき1万円の補助や、スポーツ少年団指導者登録料1人500円と、スタートコーチ養成講習会合格者へ1人2,000円の助成が行われております。

次に、県外での公式試合における交通費や宿泊費についてでございますが、町では、三種町スポーツ少年団選手派遣補助金交付要綱に基づき、補助対象となる東北大会及び全国大会へ出場する選手及び引率者へ交通費及び宿泊費の助成を行っております。

町といたしましては、子供たちの心身の健全な育成とスポーツ少年団の普及・育成及び活動の振興を今後も引き続き支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

7番の再質問を許します。7番。

7番（児玉儀広）

町の補助金として、スポーツ少年団に年間54万円補助しているということでしたが、そのほかに各団体に1万円を支給しているということでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

正確には、町からスポーツ少年団の本団という、各団をまとめているというか、事務局的な本団がございまして、そちらのほうに54万円を補助しておりました。

その中から、本団は補助金と各団の負担金でまた成り立っているわけでございますけれども、その本団から1万円各団に支払われているという内容になってございますので、別にといいところはちょっと、そうなってございせんので、ご理解をお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

7番。

7番（児玉儀広）

そうすれば、10団体に1万円を、1万円ずつ支援しているということな
んですよね。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

はい、議員ご指摘のとおりでございます。各団には1万円が本団から支払
われるということでございます。

議 長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

私、さっき壇上で申し上げましたが、そうすれば、複合団体に対しては。
1万円ですか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

琴丘地区のほうが複合団体ということで、4種目でしたっけかな、あった
かとちょっと記憶してございますけれども、この種目ごとに、琴丘の場合は
1万円ずつ支払われております。

議 長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

分かりました。

スタートコーチ支援、合格者に対して1人当たり2,000円を助成して
いるということですが、各チームのコーチ、監督の更新料、年間の
コーチの更新料とかは、町のほうでは助成はしていなかったんでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答えいたします。

コーチの更新料というか、スポーツ指導者の登録料になるかと思いき
ゃけれども、こちらのほうにつきましては、1人当たり500円と、本団のほう
から支給してございます。

議 長 (加藤彦次郎)

7番。

7番 (児玉儀広)

54万円を補助して、その中から1万円を10団体、13競技、13万円
いって、残りがそうすればスポーツ少年団の団体の資金になるということ
ですか。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

はい、スポーツ少年団本団のほうにつきましては、大きく分けまして会議費とかですね、あと事業費としまして交流会とかスポーツ教室、あとは研修会とか行っております。そのような事業にも、本団のほうでは補助金を活用しているということで報告をいただいております。

議長（ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番（ 児玉儀広 ）

そうすれば、まず、主要の質問に戻りますが、これのほかに、まず町の各チームのユニホームを、まず合同チームとして作るとしたときの場合の支援とかは、ない、ないというか、町からは出ないんでしょうか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

議員ご指摘の件のユニホームということでございましたけども、現在、やはり各団ともユニホーム以外にも、競技をするための競技用の道具ですね、ボールとかそういうものも各自で用意していただいております。

非常にこちらのほうについても、先ほどご質問の中にもあったように、非常に部員数が少なくなっていて、保護者の方々の負担も大きくなっているということは承知しているところでございますけども、まだ町のほうでは、ここまでの補助をしていくということについては、まだ検討していない状況でございます。

議長（ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番（ 児玉儀広 ）

ちょっと昔の話で申し訳ないんですが、例えば大きい大会に勝ち上がって出たときに、旧琴丘地区、私、琴丘なんですけれども、ミニバス、19 年ぶりに全県大会に出るといったときに、ユニホーム買ってもらった記憶があるんですよ。今はそういうのいないんですか。

議長（ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

私も、ちょっとそこら辺、確認させていただきました。確かに、かなり前だったかと思えますけれども、ユニホームを購入していたというときがあったということは確認できておりますけれども、今、スポーツ少年団が学校から離れましてそれぞれの活動となった時点で、各団とも自前でということが

一応申し合わせられてきたような経緯もあるというふうに聞いておりますので、最近というか、ここ何年かはユニホームの購入をしたことがございません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

この後も、じゃ、ユニホーム、例えば合同チームでユニホームを買いそろえるという場合は、町からは出ないということなんですかね。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

ユニホームという限定的なお話だったわけなんですけども、先ほど申し上げましたとおり、各団ともそれぞれいろいろな課題や悩みがあるというふうに聞いておりますので、そちらのほうのご意見を機会を見て一度まとめてみまして、ユニホームだけではなくて、いろいろな必要なものも含めてご意見ちょっと募ってみまして、それでどのような対応ができるのか検討してみたいと思っているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

ぜひ検討してみてください。どうか、子供たちの士気を高めるような施策をしてもらいたいと思います。

続いて、旅費。旅費と交通費、出ていると言いましたが、旅費はどのくらい、交通費はどのくらい出ているのでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

今年度の状況でございますけれども、今年度は4団体に旅費のほうを支給してございまして、合計で55万4,000円余りの補助をしております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

具体的に、1人当たりどのくらい出ているのか、教えてもらえますか。（「計算します。ちょっとお待ちください」の声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

暫時休憩します。

午後3時01分 休 憩

午後３時０２分 再 開

議長（加藤彦次郎）
会議を再開します。
教育次長。

教育次長（牧野誠一）
お答えいたします。

１人当たりの旅費につきましては、競技会場がそれぞれ異なりますので、一律に幾らということはちょっとできないわけでございますけども、多いところだと３万８，０００円ほどで、少ないところだと東北管内になりますので１万２，０００円ちょい、少し、余りという補助になってございます。

議長（加藤彦次郎）
７番。

７番（児玉儀広）

インバウンド需要の増加や物価高により、ホテルや旅館の宿泊料金が出張や修学旅行にも影響が出るほどの高騰をしていると報道がありました。東京と横浜のビジネスホテル、約２６０施設の１０月の客室平均単価は１万８，９６５円と算出されています。コロナ禍前の２０１９年から１．５倍に跳ね上がっており、今の補助金では到底補えない金額になっていることとなっていると思います。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
教育次長。

教育次長（牧野誠一）
お答えいたします。

この補助要綱に基づきますと、今、宿泊費は１人６，０００円が限度となつてございます。確かに、議員ご指摘のとおり、ここ何年かの間に非常に宿泊費が高騰しているということは承知しているところでございます。

ただ、これまでそれをちょっと議題として検討した経過がありませんでしたので、この件につきましても、先ほどの用具等の費用と併せまして検討してまいりたいと思つてございます。

議長（加藤彦次郎）
７番。

７番（児玉儀広）

子供たちが頑張つて勝ち上がっても、負担が大きくて、素直に喜べないようなスポーツ振興では駄目だと思います。頑張つてこいと背中を押してやるくらいの施策が必要なのではないでしょうか。

議長（加藤彦次郎）
教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

教育長答弁にもありましたとおり、私どものほうも、子供たちの心身の健全な育成とスポーツ少年団の普及・育成及び活動の振興は、非常に大切なものと思ってございます。

やはりいろいろな意見を聴きながら、よりよい活動ができるように、この後も努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

今現在の交通費や宿泊費の補助金は、どちらをとっても今の物価高の時代にそぐわないものになっていると思われます。そろそろ見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

このことについて、町長、答弁願います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

ご指名ですので、お答えさせていただきます。

先ほど来、教育委員会のほうで答弁させていただいている状況であります。やはり近年の物価の高騰だったり、交通費はともかく、宿泊費の高騰、そういったところは当然、せつかく勝ち上がっていきながらも、そういった負担は大変だろうなというのは当然あると思ひます。

また、それこそスポーツ少年団そのものの活動自体も、この少子化の中で頑張っている子供たちにはやはりもっと、先ほど心身の健全な育成という大きな目標の中で、やはり町としても可能な限りの支援はしていくべきだと、お互いのお話を聞かせていただいて思ったところでございます。

そういった意味では、この要綱だとか規則ができた時点の状況と今の状況はかなり変わっておると認識していますので、先ほど教育委員会のほうでも検討するという話だったので、町のほうとしても財政的な部分、教育委員会とどこですり合わせるかも含めて、これはちょっと宿題とさせていただければありがたいなと思ひています。

いずれ、子供たちの健全な育成というのは、町にとっても大事な政策の一つでござひますので、そういった意味では、前向きに検討させていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

町長、どうかよろしくお願ひします。

終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番、児玉儀広議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

午後 3 時 0 7 分 散 会